

（仮称）藤沢市地域福祉計画 2026

<素案>

2020年（令和2年）12月

藤沢市

目次

第1章 計画の基本構想	1
1 地域福祉計画とは	3
(1) 計画の趣旨	3
(2) 計画の期間	4
(3) 計画の位置づけ	5
2 計画の策定にあたって	6
(1) 国等の動きと推進課題	6
(2) 本市の動きと推進課題	9
(3) 市民や活動団体の意識・意向と課題	11
3 計画でめざすべき姿（地域福祉推進ビジョン）	16
(1) めざすべき将来像	16
(2) 基本目標	16
4 地域福祉を推進するための考え方	17
5 地域福祉を担う各主体の役割	18
6 圏域のとらえ方	21
第2章 計画の基本的な方向	23
1 計画の体系図	24
2 施策の方向性及び施策の展開	26
基本目標①地域に関心を持ち、行動できる人材づくり	26
(1) 誰一人取り残さない地域づくりに向けた周知・啓発	26
(2) 地域福祉活動の普及・啓発	28
(3) 地域福祉の担い手の養成・参加促進	31
基本目標②お互いが見守り、支えあい、つながる地域づくり	35
(1) 地域における交流の促進	35
(2) 課題を早期発見・早期対応できる地域づくり	37
(3) 福祉団体等の活動支援	39
(4) 災害時に備えた地域づくりの推進	42
基本目標③誰もが安心して暮らせるしくみづくり	45
(1) 地域福祉の基盤づくりとネットワークの推進	45
(2) 包括的な相談・支援体制の推進	48
(3) 権利擁護のための支援の充実	51
(4) 更生保護に向けた地域づくり	54

第3章 地域福祉計画の進行管理	57
1 計画の進行管理方法	59
(1) 計画の進行管理	59
(2) 施策の進め方	59
(3) 計画の見直し	59
(4) 成果目標	60
2 計画の進行管理体制	61
(1) 藤沢市地域福祉計画推進委員会	61
(2) 藤沢市地域福祉計画推進庁内連絡会議	61
資料編	63
1 藤沢市の現状	65
(1) 人口・世帯数の推移	65
2 行政区域（13地区）の状況	68
3 計画の策定にあたって	71
(1) 地域福祉に関する市民アンケート調査の実施	71
(2) 福祉関連団体等へのヒアリング調査の実施	84
(3) 地域福祉計画推進委員会及び地域福祉計画推進庁内連絡会議	86
(4) パブリックコメント（市民意見公募）の実施	86
4 パブリックコメントの実施状況	87
(1) 実施概要	87
5 藤沢市地域福祉推進委員会	88
(1) 藤沢市地域福祉計画推進委員会名簿	88
(2) 藤沢市地域福祉計画推進委員会設置要綱	89

第 1 章 計画の基本構想

第1章 計画の基本構想

1 地域福祉計画とは

(1) 計画の趣旨

地域福祉計画は、社会福祉法第107条第1項第1号から5号に基づき、市町村が、地域福祉の推進に関する事項として、「地域における高齢者の福祉、障がいのある人の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」「各種事業の実施にあたっての事業に関する事項」を一体的に定める計画です。

本市では、2004年度（平成16年度）に地域福祉計画を策定後、国や県の動向、市の取組状況等を反映し、計画をより時代の変化や地域特性に合ったものにするため、改定を行ってきました。

《計画策定の経緯》

計画名	趣旨
藤沢市地域福祉計画 (2004年度～2008年度)	子どもからお年寄りまで、障がいの有無、性別や国籍などの違いに関係なく、誰もが住み慣れた地域や自宅で、自立した心豊かな生活が送れるよう、多くの市民や団体が、共に助けあい支えあう誰にもやさしい福祉社会の実現をめざす。
↓	
藤沢市地域福祉計画 (2009年度～2014年度)	高齢者や障がいのある人をはじめすべての市民の方が、家庭や地域の中で社会参加ができ、一生安心して暮らせるまちづくりの実現を進める。
↓	
藤沢市地域福祉計画 2020 (2015年度～2020年度)	「一人ひとりが主役 共に支えあい 安心して暮らせるまち ふじさわ」をビジョンとして掲げ、高齢者や障がいのある人をはじめとする全ての市民の方が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう「藤沢型地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を重点的に進める。
※2017年度に 中間見直しを実施 (2018年度～2020年度)	社会福祉法の一部改正、および本市における「藤沢型地域包括ケアシステム」の推進に向けた取組を踏まえ、中間見直しを実施。

(2) 計画の期間

計画期間は、2021年度（令和3年度）から2026年度（令和8年度）までの6カ年です。2023年（令和5年度）には中間見直しを行い、計画期間の最終年度である2026年度（令和8年度）には、基本目標に対する達成度を検証し、次期計画の策定を行います。

また、他の関連計画と整合を図るとともに、市社会福祉協議会で作成した「藤沢市地域福祉活動計画」と連携して策定するものです。

≪主な福祉関係計画の計画期間≫

2018年度 (平成30年度)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)
藤沢市市政運営の総合指針2020 (2017年度～2020年度)			(仮称) 藤沢市市政運営の総合指針2024 (2021年度～2024年度)					
藤沢市地域福祉計画2020 (2015年度～2020年度)			【本計画】 (仮称) 藤沢市地域福祉計画2026 (2021年度～2026年度)					
アンケート ヒアリング		見直し		中間見直し (予定)				
いきいき長寿プランふじさわ2020 (藤沢市高齢者保健福祉計画・ 第7期藤沢市介護保険事業計画)			(仮称) いきいき長寿プランふじさわ2023 (藤沢市高齢者保健福祉計画・ 第8期藤沢市介護保険事業計画)					
ふじさわ障がい者プラン2020			(仮称) ふじさわ障がい者プラン2026					
ふじさわ障がい者計画 (2015年度～2020年度)			ふじさわ障がい者計画 (2021年度～2026年度)					
第5期ふじさわ障がい福祉計画 (2018年度～2020年度)			第6期ふじさわ障がい福祉計画 (2021年度～2023年度)					
第1期ふじさわ障がい児福祉計画 (2018年度～2020年度)			第2期ふじさわ障がい児福祉計画 (2021年度～2023年度)					
藤沢市子ども・子育て 支援事業計画 (2015年度～2019年度)		第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画 (2020年度～2024年度)						
元気ふじさわ健康プラン<藤沢市健康増進計画 (第2次) > (2020年度～2024年度)								
藤沢市地域福祉活動計画 (藤沢市社会福祉協議会)								
神奈川県地域福祉支援計画 (神奈川県) ※見直しを1年延期								
			神奈川県再犯防止推進計画 (神奈川県) (2019年度～2023年度)					

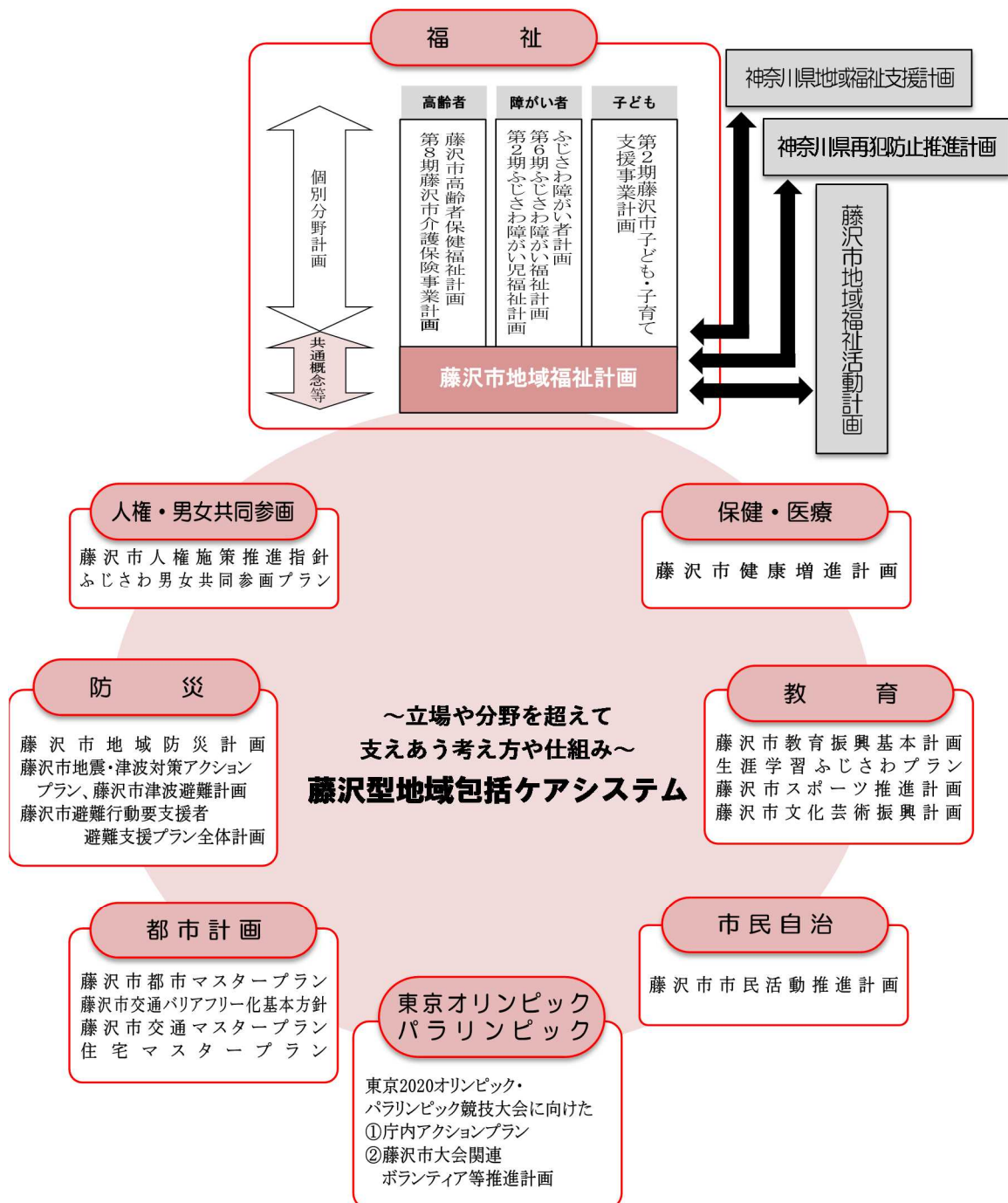
(3) 計画の位置づけ

社会福祉法において、地域福祉計画は高齢者、障がいのある人、児童等の福祉の各分野における共通の事項を盛り込む計画として位置づけられています。

本計画では、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図るため、今回の改定において、藤沢型地域包括ケアシステムの考え方や方向性を踏まえ、地域福祉を総合的に推進していけるよう、各福祉分野との共通概念等の共有を図ります。

また、「神奈川県地域福祉支援計画」、「神奈川県再犯防止推進計画」、市社会福祉協議会において作成した「藤沢市地域福祉活動計画」との整合を図ります。

●計画の位置づけ●



2 計画の策定にあたって

(1) 国等の動きと推進課題

2025年（令和7年）には、団塊の世代がすべて75歳以上のいわゆる後期高齢期に入り、2040年（令和22年）には団塊世代ジュニアが65歳以上の高齢期に入ります。少子高齢・人口減少社会という大きな課題に直面する中、社会情勢の変化により、地域で相互に支え合う「地縁」の希薄化が進み、世代間の意識の違いも広がっています。

国ではこれまで、高齢者、障がいのある人、子どもなど、対象者ごとに公的な支援制度の充実を図ってきましたが、ひきこもりや支援拒否などによる社会からの孤立や虐待、暴力などの社会問題や、ダブルケア（育児と介護を並行して行っている状態など）、いわゆる8050問題（高齢の親が社会的に孤立している子の生活を支えている状態、それに伴う社会問題）のように様々な分野の課題が同時にいくつも重なりあい、複雑化しています。こうした公的な支援制度だけでは対応が難しいケースに対しては、住民の一人ひとりが、「他人事」ではなく、「我が事」と捉え、主体的に活動することがこれまで以上に求められます。

①持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改定版、SDGsアクションプラン2020（2019年（令和元年）12月20日決定・策定）

2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことをめざし、17のゴールと169のターゲットを設定しています。日本においても、SDGsの実施のため、2016年（平成28年）12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が打ち出され、令和元年12月に実施指針を改定し、その後「SDGsアクションプラン2020」が策定されました。「SDGsアクションプラン2020」では、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現につなげる政府の具体的な取組が盛り込まれています。市町村においてもSDGsの達成に向けて各種取組の促進が求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



②「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」

(2020年(令和2年)6月成立、2021年(令和3年)4月施行。)

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が2020年(令和2年)6月に成立しました。

市町村においては、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築が求められており、改正社会福祉法に基づき、新たに「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されます。

トピックス

地域共生社会とは？

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしを豊かにする生きがいのある地域を共に創っていく社会のこと。

トピックス

重層的支援体制とは？

市町村における、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制のこと。①相談支援(包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)、②参加支援事業、③地域づくり事業といった支援を一体的に実施することを想定しています。

③成年後見制度利用促進法(2016年(平成28年)5月施行)

成年後見制度は、認知症や知的障がい、その他の精神上的障がいがあることなどにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支える重要な手段であるにも関わらず、十分に利用されていない状況にあります。

これに鑑み、成年後見制度の利用の促進に関する法律が公布、施行されました。この法律に基づき、区市町村には利用促進基本計画策定や審議会の設置に努めることが規定されました。さらに、2017年(平成29年)3月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、不正防止の徹底と利用しやすさとの調和等の取組が求められています。

本計画は、国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度を利用されるご本人の権利擁護や、地域の支援ネットワークに関する施策の方向性などについて明記しています。

④再犯の防止等の推進に関する法律（2016年（平成28年）12月公布・施行）

国において、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっていたことから、再犯の防止等の推進に関する法律（以下、再犯防止推進法）が2016年（平成28年）12月に公布・施行されました。再犯防止推進法では、国及び地方公共団体の責務を明示するとともに、対策の基本的事項を掲げ、再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進することが定められています。また、この法律に基づき、2017年（平成29年）12月に再犯防止推進計画が閣議決定されました。

本計画は、国の再犯防止推進計画及び神奈川県再犯防止推進計画に基づき、過去に罪を犯した人の再犯防止を目的として、その基盤となる体制整備に向けた施策の方向性などについて盛り込んでいます。

⑤新しい生活様式への順応

2020年（令和2年）2月頃より、日本国内においても感染が広がりはじめた新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、今後は「新しい生活様式」に順応していくことが求められています。一人ひとりが基本的な感染対策を実践するほか、日常生活の中で新たな生活様式やスタイルを取り入れていく必要があります。

トピックス

新しい生活様式の実践

国では新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例が公表されました。ご自身や、周りの方、そして地域を感染拡大から守るため、それぞれの日常生活において、ご自身の生活に合った「新しい生活様式」を実践していきましょう。

《一人ひとりの基本的感染対策》

感染防止の3つの基本は、「①身体的距離の確保②マスクの着用③手洗い」です。高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にしましょう。

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。



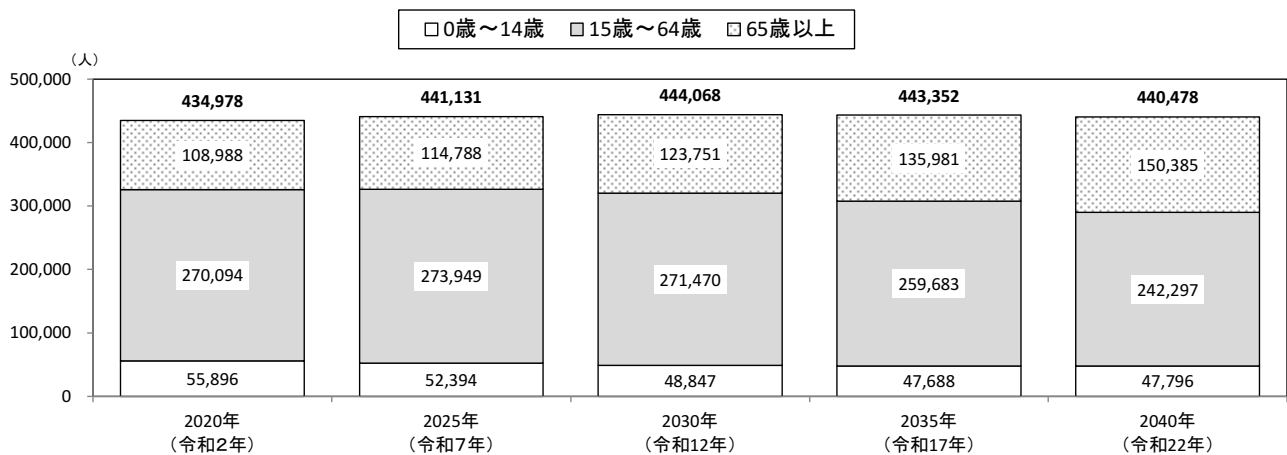
(2) 本市の動きと推進課題

①本市の人口構造

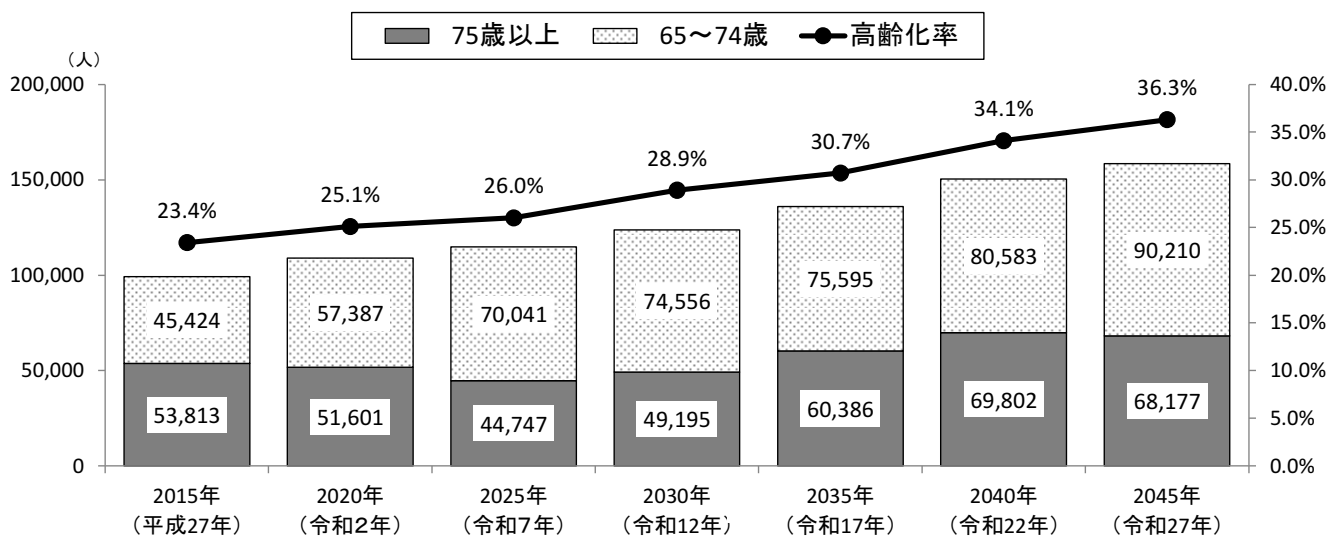
国勢調査の人口に基づく将来見通しによれば、今後、本市の総人口は2030年（令和12年）にピークを迎え、その後は減少に転じます。年齢3区分別でみると、0歳から14歳の年少人口は既に減少しており、今後も緩やかに減少傾向で推移します。15歳から64歳の生産年齢人口は2025（令和7年）年をピークにその後減少に転じ、高齢者人口は増加傾向が継続する見込みです。

高齢化率は2025年（令和7年）に26.0%、2040年（令和22年）には34.1%となる見通しです。中長期的な視点で見ると、本市も国と同様の現象になることが予測され、今後も複雑化・複合化する生活課題への対策が求められています。

《藤沢市の3区分別人口の将来見通し》



《藤沢市の高齢者数及び高齢化率の将来見通し》



資料：2017年度（平成29年度）藤沢市将来人口推計（中間報告）から引用（2015年（平成27年）国勢調査に基づく推計値）。

各年10月1日現在。

②本市が進める「藤沢型地域包括ケアシステム」

「藤沢型地域包括ケアシステム」では、子どもから高齢者、障がいのある人、生活困窮者等、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らし続けることができるよう、13 地区ごとの地域特性を活かし、市民や地域で活動する団体、関係機関等と連携した「支えあいの地域づくり」を進めています。

藤沢型地域包括ケアシステムの推進に向けて、2020 年（令和 2 年）までに取り組むべき重点テーマとして、地域の相談支援体制づくりや地域活動の支援・担い手の育成など 6 項目を掲げ、地域生活課題等の解決のために必要な基盤整備を進めてきました。

今後は、2025 年（令和 7 年）に向けた、新たな重点テーマの設定を行い、各個別分野では解決困難な地域課題に対し、分野横断的な課題解決を図る取組を進めていきます。

《藤沢型地域包括ケアシステムのイメージ》



3つの基本理念

- (1) 全世代・全対象型地域包括ケア
子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者等、すべての市民を対象とし、一人ひとりが地域社会の一員として包み支えあう、心豊かな暮らしを実現します。
- (2) 地域の特性や課題・ニーズに応じたまちづくり
13 地区ごとに、地域で培った文化・歴史等の特性を活かしつつ、人口構造の変化や社会資源の状況に応じたまちづくりを進めます。
- (3) 地域を拠点とした相談支援体制
支援を必要とする人が、身近な地域で確実に支援を受けられることができる相談支援体制を確立します。

6つの重点テーマ

- (1) 地域の相談支援体制づくり
- (2) 地域活動の支援・担い手の育成等
- (3) 健康づくり・生きがいづくり
- (4) 在宅生活の支援
- (5) 社会的孤立の防止
- (6) 環境整備等

(3) 市民や活動団体の意識・意向と課題

①「地域福祉に関するアンケート調査」結果からの整理

本計画の策定に向けて、これまでの事業の効果を検証するとともに、地域福祉の現状及びお住まいの地区や地域での日頃の暮らしの変化、また、これに伴う新たな課題等、市民の方がどのように感じているかを把握するために、アンケート調査を実施しました。

《調査概要》

調査対象	市内在住の満15歳以上の市民
対象者数	4,000名（無作為抽出）
調査方法	郵送によるアンケート調査
調査期間	2019年（令和元年）11月27日（水）～12月20日（金）
回収結果	2,089件（回収率52.2%）

○情報発信について

行政や福祉サービスなどの情報入手方法

- 「県や市の広報紙」は30代以上で半数以上、50代から70代では7割台を占める。
- 「インターネット（ホームページ・SNS・メールマガジンなど）」は30代、40代で5割半ば。
- 「インターネット（ホームページ・SNS・メールマガジンなど）」は10代も5割近くと高いが、10代、20代では、「特に入手していない」が3割台と高い。

✓ 年代に応じた情報発信を引き続きすすめていくとともに、今後は若年層に向けて、行政や福祉サービスなどの情報を得ることの必要性等を周知・啓発していくことが必要

○近所づきあいや地域活動への参画について

近所づきあい

- 近隣との日頃のつきあい方は、「困り事や悩み事の相談はしないが、親しく会話する程度」や「たまに立ち話をする程度」は60代、70代、80歳以上で高い傾向がある。
- 「会えばあいさつをかわす程度」は年齢が下がるほど高い傾向にある。
- つきあいがほとんどない理由は、10代から50代で「生活の時間帯が合わない」が4割台と高い。

✓ 年代に合わせ、近所づきあいをはじめのきっかけづくりを検討していくことの重要性がうかがえる

地域活動への参画

- 自治会町内会へ「加入している」が 75.9%、「加入していない」が 21.9%。「加入している」は 50 代以上で 8 割台、「加入していない」は 20 代で 5 割半ば、10 代で 5 割超えとなっている。
- 自治会町内会に加入していない理由は、「きっかけがない」が最も多く、10 代から 30 代の若年層で多い傾向にある。
- ボランティア活動への参加ニーズは、10 代、40 代、50 代で 5 割台と高い。

- ✓ 若年層が自治会町内会に加入するきっかけづくりや加入する利点等の情報発信を行うことが重要
- ✓ 年代に応じた情報発信や参加のきっかけづくりを行うことにより、継続的な参加が期待できる

○防災について

- 居住地域で気になっていることは、「災害等の緊急時の対応に不安がある」が 2 割台半ばで最も高い。年代別でみると 50 代、60 代で 3 割以上となっている。
- 災害時の一時避難所を知っている人は 8 割半ばと高い一方、防災訓練への参加経験は参加したことがない人が半数以上を占めている。

- ✓ 防災訓練への参加経験は近所づきあいの程度が高いほど多いため、一人ひとりが防災に関する正しい知識を身に付けることができるよう情報発信・共有をすすめるとともに、近所づきあいの促進を図ることが大切

○相談体制について

- 日々の生活で困っていることや悩みについては、「子育てのこと」は 30 代で 3 割を超え、「健康のこと」は 50 歳以上で 3 割以上。
- 地域福祉推進のため市で行っている取組については、「広報誌やホームページなどによる情報提供」が充足していると感じている方が比較的多くなっている一方、「様々な相談に対応できる体制づくり」が充足していると感じている方は前回調査(平成 28 年度)と比較して低くなっている。

- ✓ 日々の生活で困っていることや悩みは、年代によって違いがみられる。今後、複合的な課題に対応できるよう、相談機関同士のネットワークづくりや情報発信が重要

②「団体等ヒアリング調査」結果からの整理

本計画の策定に向けて、計画の方向性や施策への検討材料とするため、地域福祉に関連する団体を中心に、地域福祉に関連する団体に、「団体等ヒアリング調査」を実施しました。

《調査概要》

調査対象	市内の地域福祉に関連する団体
対象団体数	38団体
調査方法	原則、事前にヒアリングシートを送付の上、指定された会場にて、直接ヒアリングを実施。一部団体はヒアリングシートのみ、あるいは直接ヒアリングのみで実施。

○地域団体・組織との連携について

- 積極的に交流の場に出向き、連携をとるようころがけている団体や組織もあるが、同じ目的をもつ団体や組織との連携に留まっている団体や組織が多い。
- 他団体と連携したほうがよいと感じながらも連携がとれていない団体もある。
- コミュニティソーシャルワーカー（CSW）やいきいきサポートセンターなどの専門職と連携するようになり、負担が軽減したと感じている団体がある。

- ✓ 他分野の団体や他地区の団体とつながりをもちたいと考えている団体も多いことから、分野や地区の垣根を越えて、団体や組織が連携できる仕組みづくりを支援することが重要
- ✓ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）やいきいきサポートセンターなどの専門職と関連団体とが連携する仕組みづくりのさらなる強化が必要

○活動する人材の発掘・確保・養成について

- 自治会加入者の高齢化、役員となる人の不足などの課題があり、自治会への加入率は、ひとり世帯やマンションに住んでいる世帯で低い傾向がある。
- 「ボランティア＝無償」という考え方が若い世代に通用しなくなっているなど、仕組みにおける課題がうかがえる。
- ボランティア活動や自治会への参加希望者が地域とのつながりがなく、参加するきっかけをつかめていないなどの課題もうかがえる。
- 団体のスタッフについては、新たな担い手確保も求められているが、現在所属しているスタッフのスキル向上をすすめていく必要性も挙げられる。

- ✓ 不動産業者と連携して自治会への加入促進を図るなど、新たなアプローチの検討が必要
- ✓ 地域活動に関わる人材の発掘・確保に向けた新たな仕組みづくりやきっかけづくりが求められている
- ✓ 団体に現在所属しているスタッフのスキル向上をすすめていくことが重要

○障がいのある人への支援について

- 地域の中で障がいに対する理解がすすんでおらず、普及・啓発活動に困難を感じている。
- 防災に関する取組に遅れを感じているという声が挙がっている。

- ✓ 障がい児者が地域で孤立しないよう、団体や事業者など地域が連携し、支援をすすめるとともに、地域に対して障がいへの理解を深める取組が必要
- ✓ 災害時の課題の掘り起こしや研修による災害シミュレーション、在宅障がい者への備え、地域住民に対する意識啓発等の実施を検討

○子ども子育て等について

- 子どもや子育てについては、子育て中の親の地域デビューが将来的に地域活動に参加することにつながることもある。
- 子ども自身の代弁者は少なく、子どもの課題の抽出は難しいことが課題。
- 子育て支援活動に参画する地域人材についても、子育て中に支援を受けた保護者が、子育てが落ち着いたときに子育て中の保護者を支援できるような仕組みづくりの検討を求める声が挙がっている。
- 地域とつながりがない家庭へのアプローチが課題。
- 子ども会の団体数や参加者数の減少が課題。

- ✓ 子育て中の親が地域デビューするきっかけづくりに検討・推進することが必要
- ✓ 自治会や子ども会に入っていない世帯など、地域とつながりがない子どもに対する支援が重要
- ✓ 子育て支援に関わる人材の発掘支援の新たな仕組みづくりが求められている
- ✓ 活動に参加する人は決まった方で、地域とつながりがない家庭にどうアプローチするのか検討が必要

○更生保護について

- 保護司は、罪を犯した人や非行のある少年が、地域で社会復帰が円滑にされるよう、面接などを通して、生活上の助言や就労の手助け等を行っているが、保護観察期間が終わると保護司として支援できない。
- 保護司会と地域団体の連携は現時点ではない。連携先があればよいが連携先が少ないと思う。

- ✓ 保護観察期間終了後は、専門職や地域の協力を得ながら、罪を犯した人や非行のある少年に対する地域の偏見をなくす取組の検討が必要
- ✓ 保護司会と各種地域団体の連携を支援することが重要

③アンケート調査やヒアリング調査からの課題

少子高齢化や単身世帯の増加、核家族化・共働き家庭、ひとり親家庭の増加などを背景に、地域のつながりの希薄化がすすむ中、日常生活・地域生活を営むことが困難な方は増加しており、暮らしの支援ニーズは複雑化・多様化しています。

そのような中、地域団体や組織において、他分野や地域を超えた団体・組織との連携、地域で活動している専門職の方との連携が課題となっています。

また、従来の地域福祉活動の担い手の高齢化や後継者不足等は進んでおり、地域活動や地域とつながりを持つことに関心が薄い層に対して地域活動への参加を促進する新たな仕組みづくりや地域活動に参加意向のある方を確実に活動につなぐきっかけづくりを検討し、推進していくことが重要です。新たな担い手の確保やスキルの向上も求められています。

さらに、介護や子育て、障がいのほか、引きこもりの状態や生活困窮者、罪を犯した人など、一人ひとりが抱える事情や悩み、問題を特別視せず、地域のネットワークから外れやすい方をネットワークの中へ入れることや、支援が必要にもかかわらず、声も出せない人を早期発見し、誰一人取り残さない支援に取り組むことが重要です。

3 計画でめざすべき姿（地域福祉推進ビジョン）

（1）めざすべき将来像

本市では、これまで「自助」、「互助」、「共助」、「公助」をふまえ、計画をすすめてきました。2021年度（令和3年度）からの藤沢市地域福祉計画においてもこの視点を基本とし、めざすべき将来像に、「一人ひとりが主役 共に支えあい 安心して暮らせるまち ふじさわ」を掲げます。

《藤沢市地域福祉推進ビジョン ～めざすべき将来像～》

一人ひとりが主役
共に支えあい
安心して暮らせるまちふじさわ



（2）基本目標

基本目標 1 地域に関心を持ち、行動できる人材づくり

市民一人ひとりが自分の住む地域や人に関心を持ち、地域で共に生き、地域福祉に関する活動に主体的に参加できる人材づくりを進めます。

基本目標 2 お互いが見守り、支えあい、つながる地域づくり

身近な地域における多世代との交流機会を増やし、地域で活動する福祉団体等への支援を進めるとともに、地域課題の早期発見・早期対応、災害時に備えるといった観点から、お互いが見守り、支えあい、つながるような地域づくりを進めます。

基本目標 3 誰もが安心して暮らせるしくみづくり

誰もが安心して暮らせるよう、様々な困り事を受け止め本人が希望する生活を送ることができるよう、必要な支援につながる仕組みづくりを進めます。

4 地域福祉を推進するための考え方

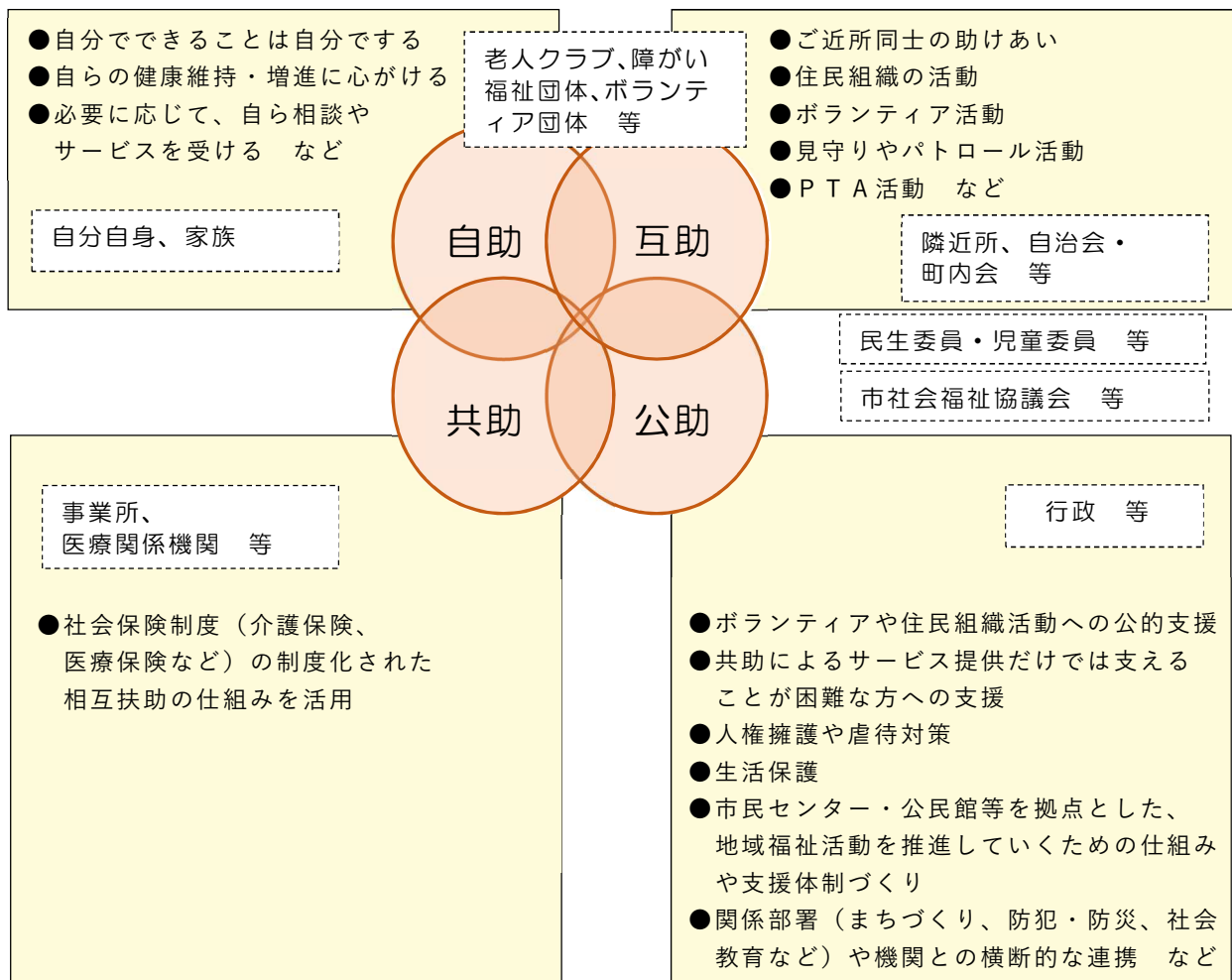
「地域福祉」とは、住民一人ひとりが地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民や社会福祉関係者、行政等がお互いに連携・協力して、地域生活課題の解決に向けて取り組む考え方です。

「支えあいの地域づくり」に向けて、地域生活課題に対して、自助、互助、共助、公助がお互いに重なりあいながら、社会的に弱い立場にある人を孤立・孤独、排除等から守り、社会・地域の一員として包み支える「ソーシャルインクルージョン(社会的包摂)」の考え方を踏まえ、重層的なネットワークを構築していくことが求められています。

行政は、自助、互助、共助の活動を支援しつつ、公助で担うべきサービスを提供し、地域福祉を総合的に推進していきます。

また、新しい生活様式の実践など、社会情勢の変化も捉え、それぞれが取組を進めていく必要があります。

《地域福祉における自助・互助・共助・公助の関係性》



5 地域福祉を担う各主体の役割

めざすべき将来像「一人ひとりが主役 共に支えあい 安心して暮らせるまち ふじさわ」の達成に向けて、各主体それぞれが多様性を受け止め、認めあいながら、協働・連携して進めていくことが大切です。

1 市民の役割

個人の尊厳が尊重され、多様性を認めあうことができる地域社会をつくり出していくことには、住民参加による地域づくりを推進していくことが重要です。また、これからは、個人の生活課題と向きあう中で、地域の課題を「我が事」として捉える意識も求められています。

まずは地域に目を向け、次に各種研修や講座、地域での集まり、ボランティア活動などへの参加により、地域における困りごとを「他人事」ではなく「我が事」として捉え、行政などと協働し、見守りや簡単なお手伝いなど、気軽なものから取り組むことで、地域の一員として活動することが期待されます。

2 市民団体・地域団体の役割

NPO法人、ボランティア団体、老人クラブ、障がい福祉団体などの市民団体及び自治会・町内会、地区社会福祉協議会などの地域団体は、各団体の特性を活かしながら、各々の活動を実践し、地域福祉を推進していくことが求められます。特に住民に身近な団体としての特長を活かして活動する中で地域の課題を把握し、団体間の連携・協力、さらには市社協や市（行政）との協働により、地域の課題解決に向けて取り組むことが期待されます。

3 民生委員・児童委員の役割

高齢者、障がいのある人、子ども・子育て世帯、生活困窮者など、援助や支援を必要としている人から相談を受け、関係機関や福祉サービスにつなげる橋渡し役として活動することが求められます。また、災害発生時には要配慮者の避難支援や安否確認、住民の避難所生活における相談や支援など、地域を見守る様々な活動を行うことが期待されます。

4 事業者の役割

地域における重要な社会資源として、福祉サービスの実施や質の確保、情報提供だけでなく、地域住民・地域団体からの相談を通じて、相談者やその世帯が抱える生活課題を把握し、必要に応じて適切な機関につないでいくことが求められています。

また、民生委員・児童委員や市民活動団体、自治会・町内会など他の主体との連携を図るとともに、行事参加や施設開放などを通じ、地域の一員として積極的に関わる中で、事業者の有する知識や技術を地域に提供していくことが期待されます。

さらに、企業、NPO、大学など、地域の多様な主体が協働・連携して、複雑・多様化する地域課題の解決を図っていく、地域共生社会の一翼を担っていくことが期待されます。

5 市社会福祉協議会の役割

地域福祉の推進主体として、地域福祉活動への住民参加の促進や、行政と連携し、関係機関との調整や協力関係を作る役割などを担っています。引き続き、市民の自発的な活動の支援やボランティア・福祉人材の育成、地区社会福祉協議会等への支援等を行い、また、各団体や事業者などのネットワーク化、福祉教育の推進のほか、地域の課題解決に向けた事業の実施など、様々な取組を行うことが期待されます。

さらに、市（行政）と協働して、市社会福祉協議会で策定した地域福祉活動計画と地域福祉計画との整合を図りつつ、共に地域福祉を主体的に進めることが期待されます。

6 市の役割

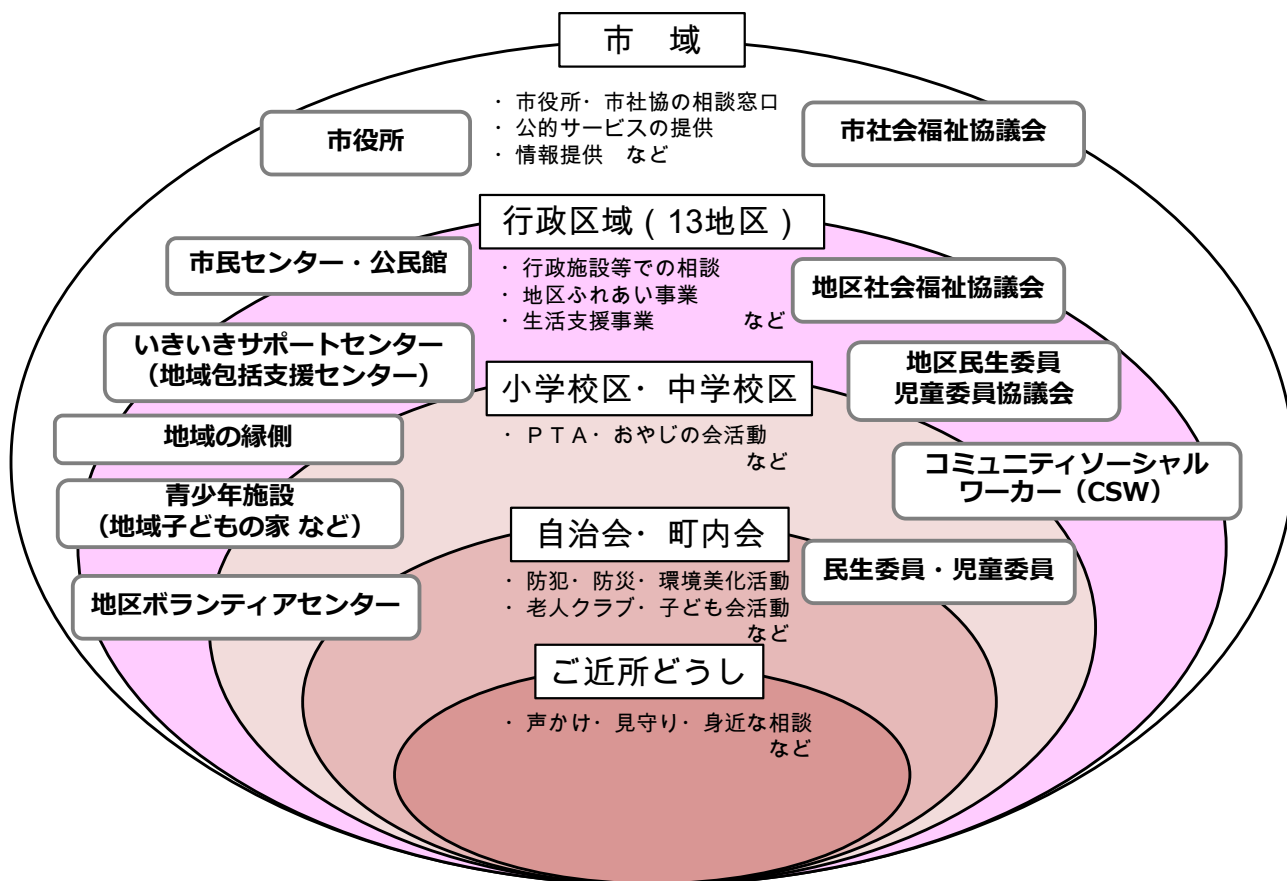
市民の福祉向上に責任を負う主体として、様々な施策を効率的・効果的、かつ総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に実施する役割を担います。また、市民や関係団体、事業所、市社会福祉協議会の活動を支援し、地域福祉を推進するための基盤整備を進め、地域では解決できない福祉課題に対し、関係機関と連携し、必要に応じた福祉サービスを提供します。

さらに、本庁と13地区の拠点である市民センター・公民館が連携して、地域住民が自ら暮らす地域の課題を「我が事」として捉えられるような地域づくりの取組、様々な相談を丸ごと受けとめる場の整備、相談機能の協働・ネットワーク体制づくりなど、包括的な支援体制を主体的に整備していきます。この包括的な支援体制の構築に向けては、本人・世帯の属性にかかわらず受けとめる、断らない相談支援、本人・世帯の状態に合わせ、地域の資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する、参加支援、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する、地域づくりに向けた支援を進めていくことが重要になります。

6 圏域のとらえ方

本計画では、地域福祉を推進するための範囲として大きく5つの圏域を設定します。ご近所どうしや自治会・町内会といった範囲から、小学校区・中学校区、市民センター・公民館を拠点とした13地区、市域全体といった重層的な圏域で捉えています。圏域ごとの機能や特性を把握し、それぞれの特性が活かせる仕組みや活動の展開を考えていく必要があります。

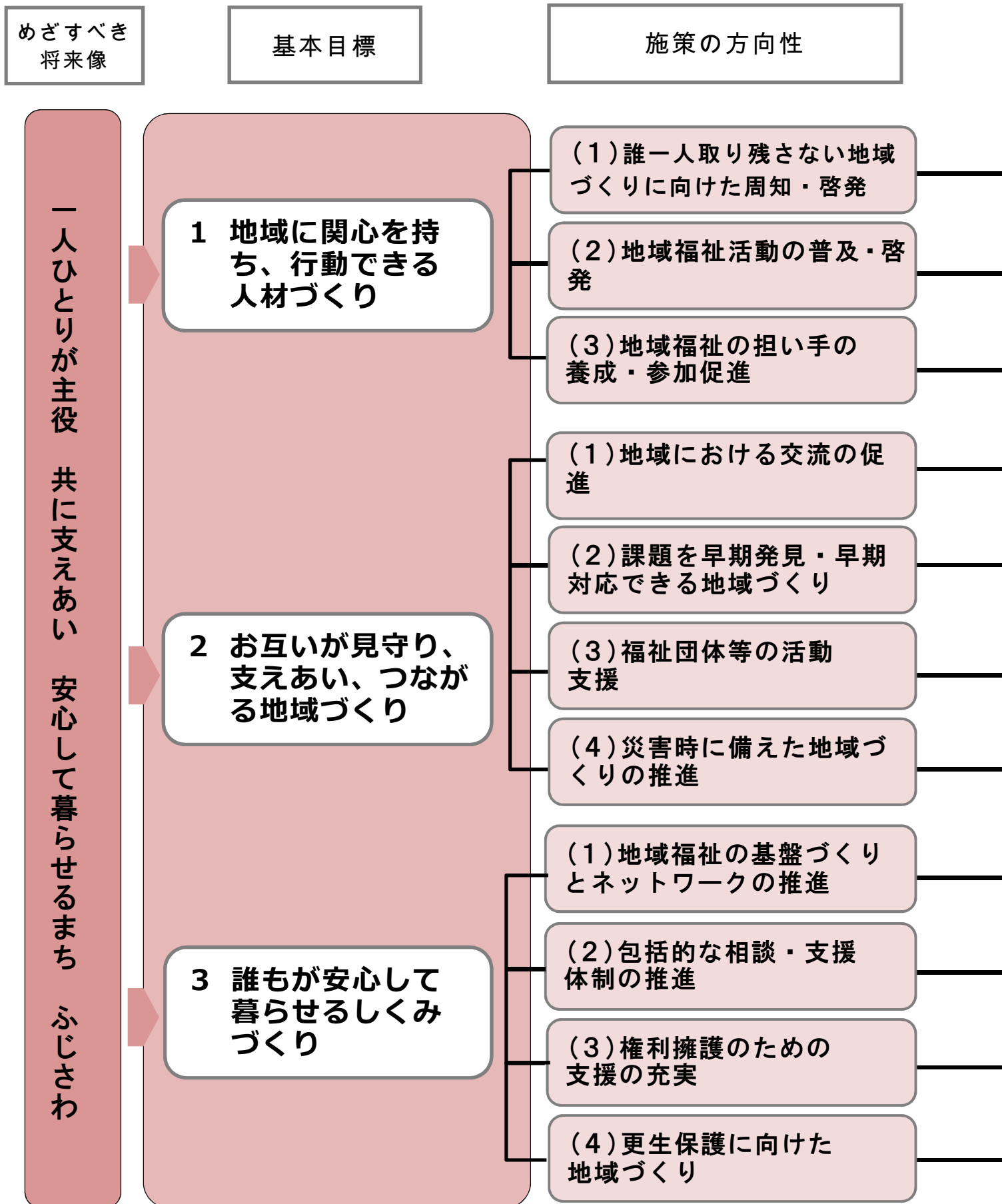
《5つの圏域と行政機関・関係団体イメージ図》



第2章 計画の基本的な方向

第2章 計画の基本的な方向

1 計画の体系図



施策の展開

- ①介護や子育て、障がい等への理解の深化・・・【P27】
- ②地域福祉を学び、体験する機会の提供・・・【P27】

- ①分かりやすい情報の提供・・・・・・・・・・【P30】
- ②気軽に参加できるきっかけづくりの提供・・・【P30】

- ①地域福祉を支える人材の養成・活動支援の充実・・・【P34】
- ②ニーズや対象にマッチした活動の促進支援・・・・・・・・【P34】

- ①顔の見える関係づくりの推進・・・・・・・・・・【P37】
- ②誰もが気軽に集える場づくりに向けた支援・・・【P37】

- ①地域における支えあい・見守り・ネットワークの強化・・・【P39】

- ①福祉団体の活動場所の整備・活動支援・・・・・・・・・・【P41】
- ②地域におけるボランティアや地域活動を推進する団体の支援・・・【P41】
- ③様々な活動主体への連携・支援・・・・・・・・・・【P41】

- ①地域における自主防災活動の活性化支援・・・・・・・・・・【P44】
- ②避難行動要支援者支援体制の強化・・・・・・・・・・【P44】
- ③災害時における救援ボランティアの受け入れ体制の整備・・・【P44】

- ①民生委員・児童委員の活動環境の整備・・・・・・・・・・【P47】
- ②福祉人材の確保・育成への支援・・・・・・・・・・【P47】
- ③多様な職種や機関との連携・協力による包括的な取組の推進・・・【P47】

- ①地域における福祉相談窓口の充実・・・・・・・・・・【P50】
- ②生活困窮者等の自立に向けた生活・就労支援の推進・・・【P50】
- ③重層的な支援体制の推進・・・・・・・・・・【P50】
- ④地域における相談支援ネットワークの整備・・・・・・・・【P50】

- ①権利擁護のための意思決定の支援・・・【P53】
- ②成年後見制度の利用促進・・・・・・・・・・【P53】

- ①地域住民等の関心と理解の醸成・・・・・・・・・・【P55】
- ②関係機関・団体の支援、連携の推進・・・【P55】
- ③罪を犯した人の自立支援・・・・・・・・・・【P55】

2 施策の方向性及び施策の展開

基本目標①地域に関心を持ち、行動できる人材づくり

(1) 誰一人取り残さない地域づくりに向けた周知・啓発

施策の方向性

市民一人ひとりが支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成することは、地域共生社会の実現にとって必要不可欠です。

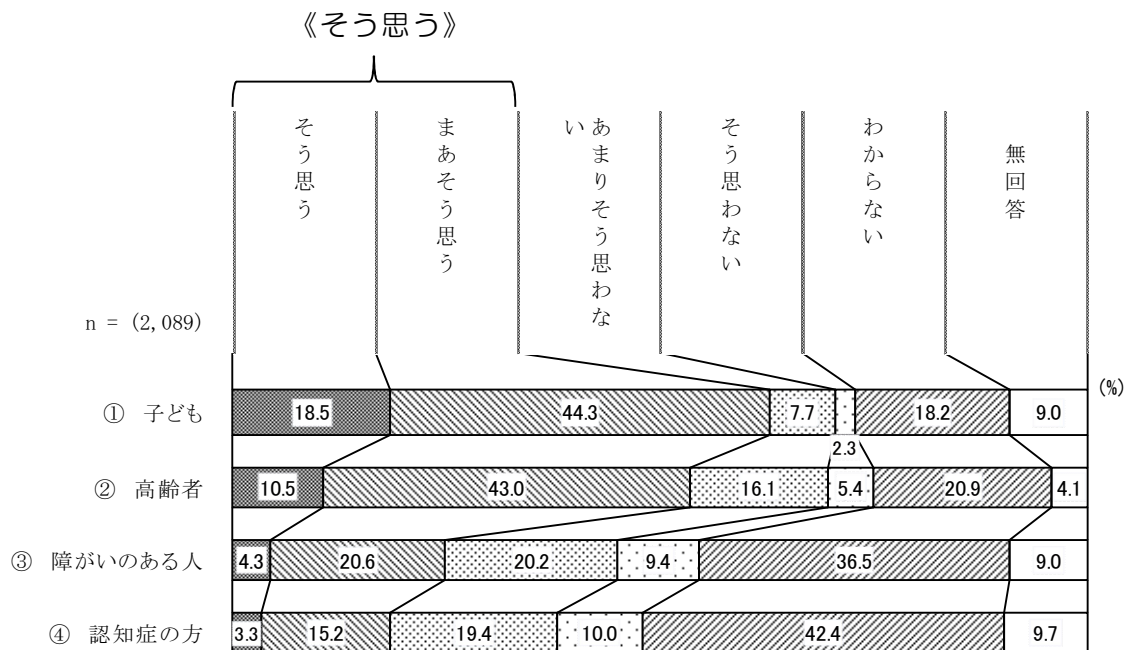
誰一人取り残さないよう、多様な生き方・考え方を認め合う、活力があふれるまちづくりを進めていきます。

現状と課題

市民アンケート調査結果によると、子ども・高齢者・障がいのある人・認知症の方が、周囲や地域の理解と協力の下で自分らしく暮らせる環境かどうかの評価では、《《そう思う》》との回答は“①子ども”と“②高齢者”で5割以上、“③障がいのある人”で2割半ば、“④認知症の方”で2割近くとなっています。一方「わからない」との回答は“④認知症の方”で4割超、“③障がいのある人”で3割半ばと高くなっています。

これらの結果から、地域福祉の意識啓発、障がいや認知症に関する正しい理解の啓発が課題としてあげられます。

問：それぞれの人のために、自分らしく暮らせるような環境（問 34）



資料：「地域福祉に関する市民アンケート調査（2019年度）」

①介護や子育て、障がい等への理解の深化

様々な立場や状況の人が暮らす地域において、一人ひとりが地域に目を向け、それぞれの個性を認めあい、偏見や差別意識をなくすことは重要です。

一人ひとりが人権や尊厳を尊重し合えるよう、介護や子育て、障がい等を特別視せず、誰もが社会の中で変わりのない生活が送れるように、互いに支え合う社会をめざして、様々な形で理解の深化を進めます。

②地域福祉を学び、体験する機会の提供

誰一人として取り残さない地域づくりに向けて、介護や子育て、障がい等を身近に感じ、一人ひとりが行動にうつすきっかけづくりとなる学習や体験が必要となります。

地域福祉に関する学習の場や福祉施設等での体験学習の機会を広めるため、対象者のニーズに応じ、公民館や学校をはじめとする様々な機関・団体等と連携しながら進めていきます。

(2) 地域福祉活動の普及・啓発

施策の方向性

地域福祉活動の普及・啓発を図るためには、誰もが情報を簡単に入手することができ、気軽に参加できるきっかけづくりが重要です。市民一人ひとりの状況に応じた情報や機会の提供ができるよう取り組み、市民一人ひとりが地域へ目を向け、地域への関心が高まるよう、普及・啓発活動に取り組みます。

現状と課題

市民アンケート調査結果によると、行政や福祉サービスなどの情報入手方法について、年代別で見ると、「県や市の広報紙」は30代以上で半数以上と高く、50代から70代で7割台となっています。「インターネット（ホームページ・SNS・メールマガジンなど）」は30代、40代で5割半ばと高く、10代も5割近くとなっています。一方、「特に入手していない」は10代で3割半ば、20代で3割を超えて高くなっています。また、施設の知名度(知っている層)は、「④地域市民の家」が6割弱で他の施設よりも高いですが、その他の施設は2割弱となっています。

これらの結果から、年齢によって情報の主となる入手方法が違うことから、多様な情報媒体を使っての情報提供や、主となる読者層のターゲットに合わせた掲載内容の工夫など、様々な検証と対応が必要です。また、地域の拠点がそもそも住民に知られていない現状もあることから、まずは身近な地域の拠点を知ってもらうこと、継続的な認知度の向上が課題としてあげられます。

問：行政や福祉サービスなどの情報入手方法（問 11）

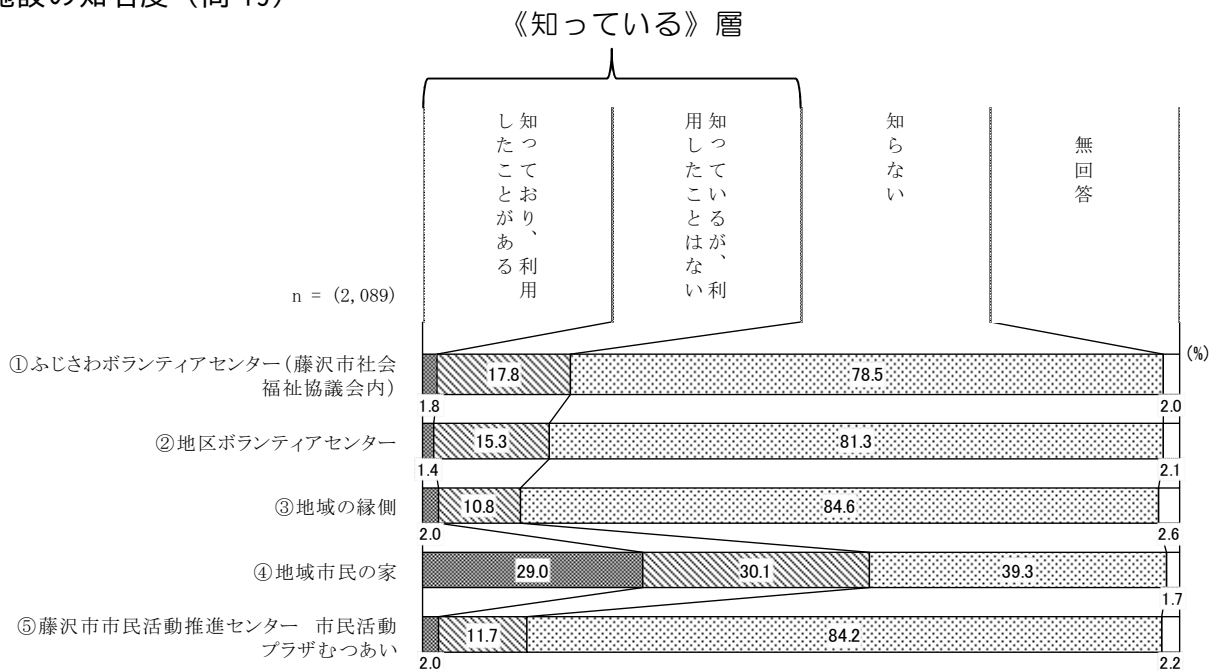
	調査数（件）	構成比（％）									
		県や市の広報紙	インターネット（ホームページ・SNS・メールマガジンなど）	新聞・雑誌・テレビ・ラジオ	家族・親族や友人・知人	タウン誌・フリーペーパー	自治会・町内会	地区の市民センター・公民館	福祉施設・サービス提供者	地域包括支援センター	
全体	2089	64.9	33.6	28.9	21.8	20.4	18.8	14.1	4.7	3.6	
年代別	10代	70	20.0	48.6	20.0	20.0	8.6	2.9	1.4	1.4	-
	20代	125	24.8	40.8	16.8	22.4	10.4	0.8	3.2	-	-
	30代	217	50.7	56.2	12.4	27.6	20.7	6.9	12.4	2.8	0.5
	40代	340	65.6	53.5	13.5	22.1	22.1	12.9	13.5	4.1	0.9
	50代	353	74.8	43.3	27.2	19.8	25.8	14.2	11.0	5.4	3.7
	60代	350	74.3	28.0	31.4	16.3	19.4	22.3	15.4	4.0	3.7
	70代	396	75.8	11.6	45.2	23.7	24.2	34.1	20.7	5.8	4.5
	80歳以上	222	65.3	5.4	48.2	24.8	14.0	28.4	17.6	9.0	12.2

	調査数（件）	構成比（％）									
		市役所の本庁	民生委員児童委員	子育て支援センター	障がい者相談支援事業所	地域の縁側	市社会福祉協議会	特に入手していない	その他	無回答	
全体	2089	3.2	1.5	1.5	1.0	0.8	0.6	12.4	1.2	1.0	
年代別	10代	70	1.4	-	-	1.4	-	-	34.3	1.4	-
	20代	125	2.4	-	2.4	0.8	-	-	32.0	0.8	0.8
	30代	217	4.6	-	8.3	-	-	-	13.4	1.4	-
	40代	340	4.4	0.9	2.6	2.1	0.3	0.3	10.9	1.8	0.9
	50代	353	2.8	1.1	0.3	0.6	0.3	-	7.6	1.7	1.1
	60代	350	3.7	1.1	-	1.4	0.3	1.4	12.6	0.3	0.9
	70代	396	2.5	2.3	-	0.5	2.0	1.5	9.1	1.0	1.0
	80歳以上	222	1.8	5.4	-	0.9	2.7	0.5	9.9	0.5	1.8

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

資料：「地域福祉に関する市民アンケート調査（2019年度）」

問：施設の知名度（問 15）



資料：「地域福祉に関する市民アンケート調査（2019年度）」

施策の展開

① 分かりやすい情報の提供

暮らしの中で、地域の必要な情報を知っている、もしくは必要な情報の収集方法を知っているなど、困りごとを解消することができる状態にあることは大切です。誰もが必要な情報を簡単に入手できるようにするためには、市民一人ひとりの状況に応じた情報提供が必要です。市民が確実に情報を取得できるよう、広報誌やインターネット、SNS等、様々な媒体を活用し、年代等に応じた情報提供を行います。

また、障がいのある人などの情報やサービスの利便性向上の環境整備を図るため、多様な情報提供手段の整備に取り組みます。

② 気軽に参加できるきっかけづくりの提供

誰もが気軽に地域福祉活動に参加するためには、市民一人ひとりの状況に応じたきっかけづくりを行うことが重要です。

市民や地域団体に加え、福祉関係機関、民間企業などに対し働きかけを行い、まずは地域福祉を行う団体の活動を知ることや、研修会等への参加を通じて誰もが気軽に参加できるような仕組みづくりに取り組み、活動への動機づけになるよう工夫します。

(3) 地域福祉の担い手の養成・参加促進

施策の方向性

地域生活課題を地域で考え、解決に向かうためには、地域住民が自分の暮らす地域の担い手として主体的に関わるのが重要になります。地域における困りごとは年々多様化しており、支援を必要とする方は増加しています。そのため、住民一人ひとりの地域に対する意識を高めるとともに、ボランティアに関心のある住民が気軽に参加できるきっかけや仕組みづくりに取り組み、地域福祉の担い手の育成を進めます。

現状と課題

市民アンケート調査結果によると、ボランティア活動への参加意向について、年代別で見ると、《参加意向》層は40代で5割半ば、50代で5割を超え、10代で5割と高くなっており、「参加したことはないが、今後参加してみたい」という潜在的意向層も10代、40代から60代で4割台と高くなっています。また、参加者の参加動機は、「地域や社会をよくしたい」、「自分の健康を維持したい」、「困っている人を助けてあげたい」の順となっており、自分のため、相手のため、地域のためと様々な動機がみてとれます。一方、未参加者の参加する上で支障となることや問題点は、「参加する時間的余裕がない」、「どのような活動が行われているか知らない」がともに4割台で高く、次いで「参加方法が分からない」(23.9%)と続きます。

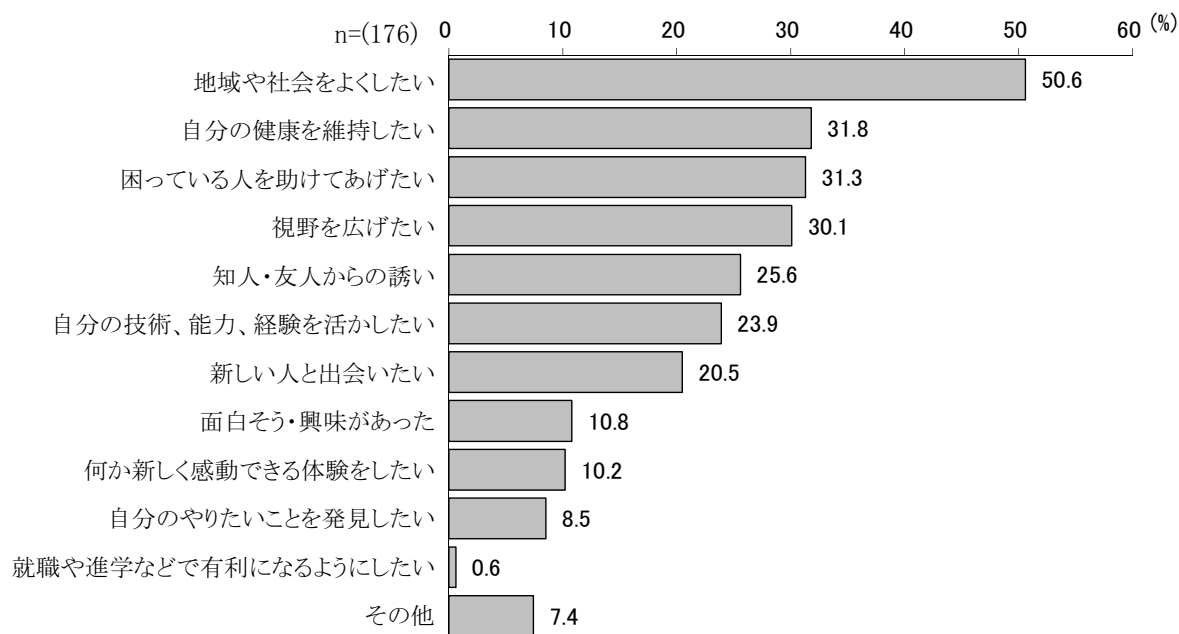
これらの結果から、参加意向者を活動につなげるような仲介役の存在、参加目的別によるボランティア募集、様々なボランティア活動の周知や参加方法の周知が課題としてあげられます。

問：ボランティア活動への参加意向（問25）

	調査数 (件)	構成比 (%)					《参加意向》層	
		既に 参加し ており、 これ からも 続け たい	今 後参 加し たこ とほ たは ない が、	今 後参 加し たこ とほ ある が、	今 後参 加し たこ とほ なく、 今	無 回 答		
全 体	2089	8.4	36.0	8.1	43.1	4.3	44.4	
年 代 別	10代	70	8.6	41.4	8.6	40.0	1.4	50.0
	20代	125	3.2	37.6	6.4	52.8	-	40.8
	30代	217	5.1	39.6	5.5	48.8	0.9	44.7
	40代	340	7.1	46.2	5.6	38.8	2.4	53.3
	50代	353	7.1	45.6	6.8	39.4	1.1	52.7
	60代	350	8.6	40.3	6.3	40.9	4.0	48.9
	70代	396	12.6	26.8	8.6	45.5	6.6	39.4
	80歳以上	222	11.3	9.0	18.5	46.8	14.4	20.3

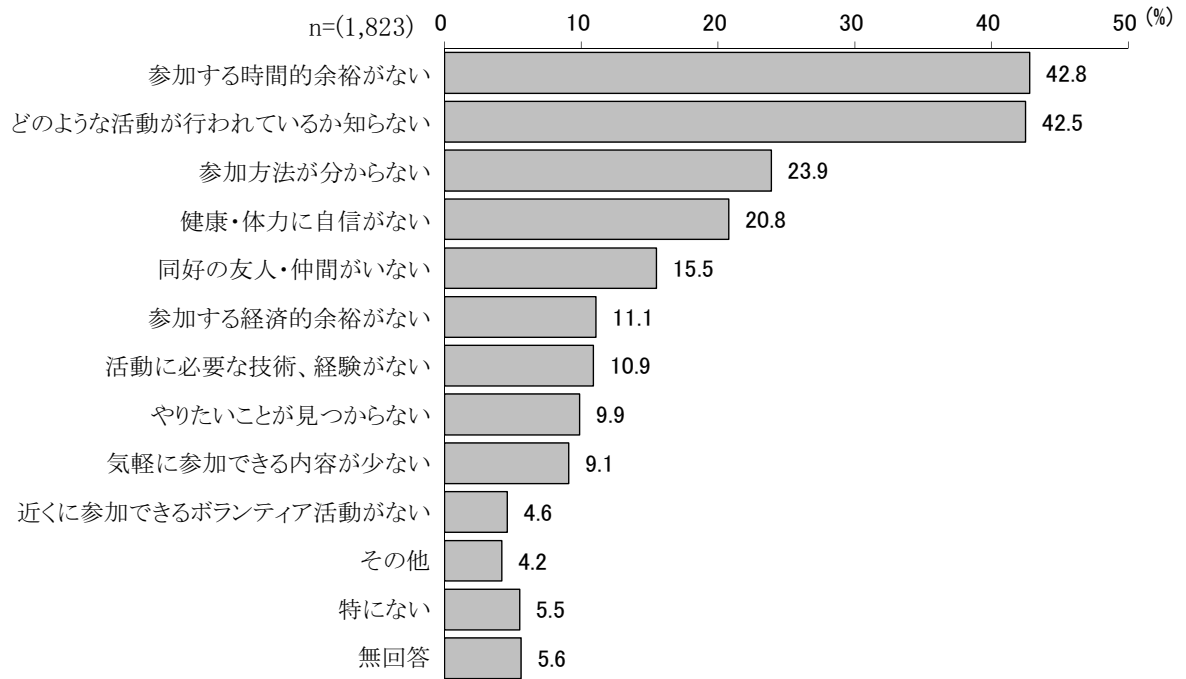
※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

問：ボランティア活動参加者のボランティア活動に参加する際の動機（問 25-1）



資料：「地域福祉に関する市民アンケート調査（2019年度）」

問：ボランティア活動未参加者のボランティア活動に参加する上で支障となることや問題点（問 25-2）



資料：「地域福祉に関する市民アンケート調査（2019年度）」

①地域福祉を支える人材の養成・活動支援の充実

地域福祉を支える担い手として、自治会や地域のボランティアなどが地域福祉に関わる活動を行っています。今後も、地域福祉を支える担い手として、継続的な活動ができるよう、活動支援と一層の周知を図ります。

また、地域活動に参加したい市民が地域を担う人材となるよう養成を行うとともに、養成した人材を活かすことができるよう、支援の充実を図ります。

②ニーズや対象にマッチした活動の促進支援

ボランティア活動をはじめ、地域活動への参加意向は潜在的に高い状況にあります。地域福祉を支える人材を増やしていくため、地域団体と連携し、幅広い世代のニーズや対象にマッチしたプログラム等を考えるなど、様々な面から活動の支援を行っていきます。

また、高齢者や障がいのある人、子育て中の親など、興味・関心のあるプログラムに気軽に参加できるような場を設定するなど、参加促進に向けて工夫します。

基本目標②お互いが見守り、支えあい、つながる地域づくり

(1) 地域における交流の促進

施策の方向性

地域の近所づきあいや助けあいが希薄化する中、多世代で交流できる場の存在は、豊かな人間関係を築くことができる貴重な機会です。子育て世代の親、高齢者、障がいのある人など、様々な人が気軽に立ち寄れるような場づくりを住民主体で築いていけるよう、支援していきます。

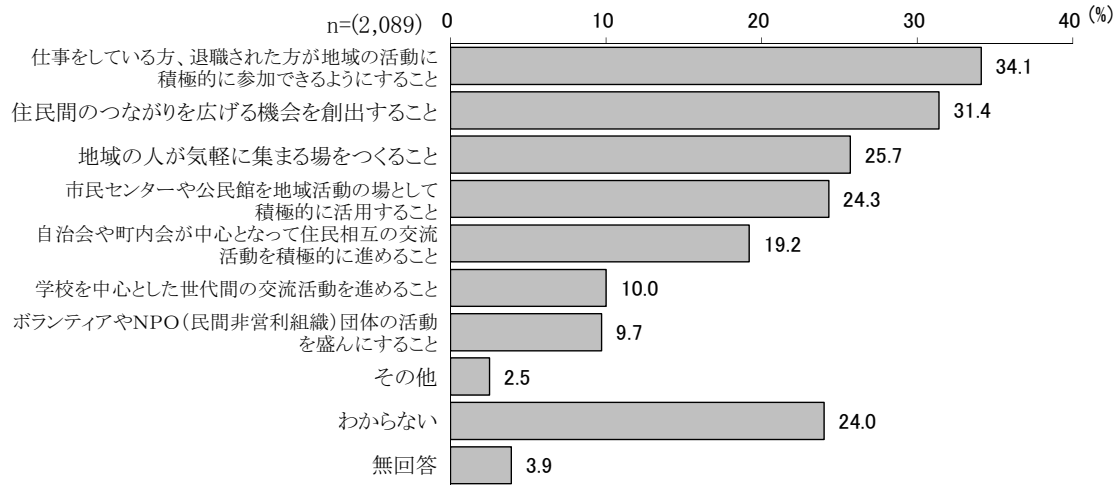
また、新型コロナウイルス感染症への対応をふまえ、「新しい生活様式」に順応していくことが求められます。交流の場についても、手洗い・手指消毒、こまめな換気、身体的距離の確保、3密の回避などに注意して、関係者一人ひとりが基本的な感染対策を実践していけるよう、情報提供など各種支援を進めていきます。

現状と課題

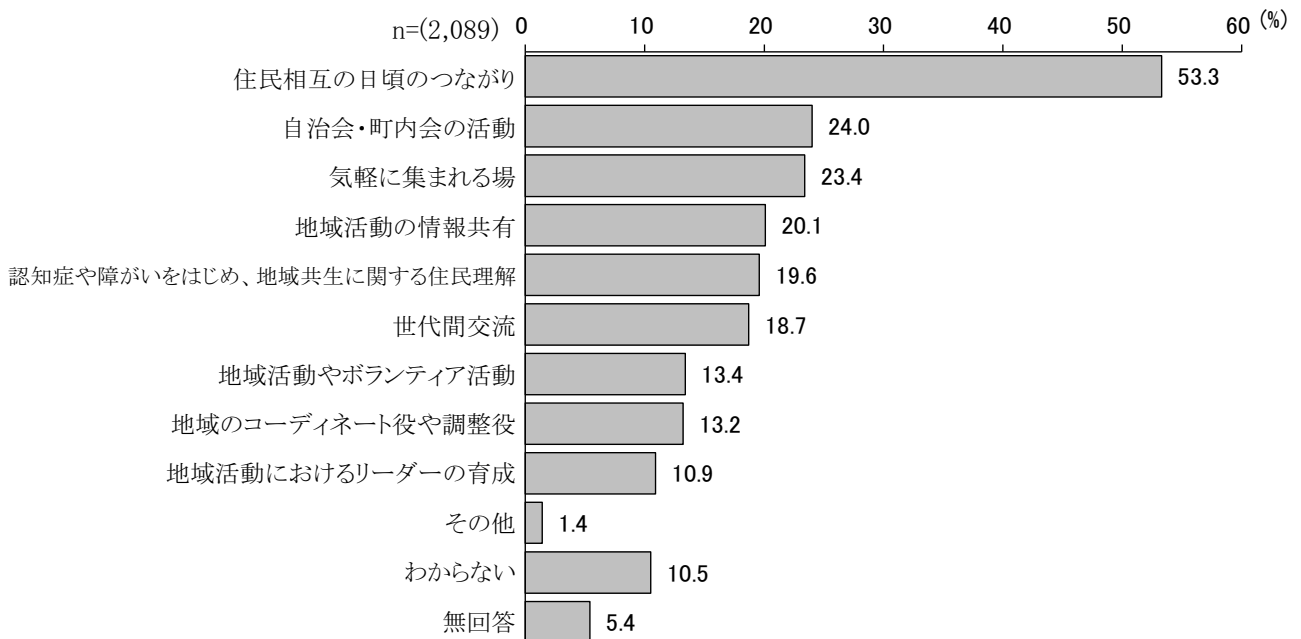
市民アンケート調査結果によると、住民の自主的な参加・協力関係を築くために地域が主体となって取り組むべきことは、「仕事をしている方、退職された方が地域の活動に積極的に参加できるようにすること」(34.1%)、「住民間のつながりを広げる機会を創出すること」(31.4%)が上位を占めています。また、地域づくりに必要なことは、「住民相互の日頃のつながり」(53.3%)が5割を超えています。

これらの結果から、住民間のつながりがキーワードとなっており、つながりを広げる機会の創出、日ごろからのつながりの必要性から地域における交流が課題としてあげられます。

問：住民の自主的な参加・協力関係を築くために地域が主体となって取り組むべきこと（再掲）



問：地域づくりに必要なこと



資料：「地域福祉に関する市民アンケート調査（2019年度）」

施策の展開

①顔の見える関係づくりの推進

地域の近所づきあいや助けあいが希薄化する中、外出時でのあいさつ、簡単な言葉の取り交わしなど、日々の暮らしの中でお互いを知る機会をつくることが大切です。

身近な地域でできるだけ多くの顔見知りをつくることをめざして、地域での交流の場も含めて、顔の見える関係づくりを進めていきます。

②誰もが気軽に集える場づくりに向けた支援

地域ささえあいセンターや地域の縁側等といった、地域団体や住民等が主体的に活動する場は、地域住民にとって身近な場所であることから、誰もが気軽に立ち寄り相談できる場として、引き続き、拡充に向けた取組を進めていきます。

集い、交流することにより、閉じこもりの予防や子育てに関する不安の解消、情報交換の場としての効果も期待されます。住民の主体的なサロン活動を促進していくために、地域の集いの場等の活用に向けた各種団体等への支援を進めていきます。

(2) 課題を早期発見・早期対応できる地域づくり

施策の方向性

子どもの貧困や子どもをはじめ、高齢者、障がいのある人への虐待、自殺や孤立死など、地域で起こりうる様々な問題や、制度の狭間にある方が抱えている潜在的な問題について、地域のつながりの希薄化等により、課題が見えにくくなっています。子育てや、高齢者、障がいのある人に関する地域の各支援機関等の相互の連携を強化し、課題の発生予防や課題の早期発見・早期対応につなげるよう取り組みます。

現状と課題

市民アンケート調査結果によると、居住地域での孤立感について、孤立を《感じる》層は全体で10.9%、介護や支援の状況別でみると、支援を受けている方のほうが、孤独感を《感じる》層は割合が高くなっています。また、居住地域の支えあいに必要な支援は、「日頃の見守り、安否確認の体制」(34.3%)が最も高く、次いで「行政や福祉サービスなどの情報の提供」(26.1%)、「日常生活上のちょっとした助けあい(ごみ出し、電球交換等)」(18.4%)と続きます。

これらの結果から、地域での孤立化の防止に向けた働きかけ、支えあいづくりに向けた見守りやちょっとした助けあいが実現できる地域づくりが課題としてあげられます。

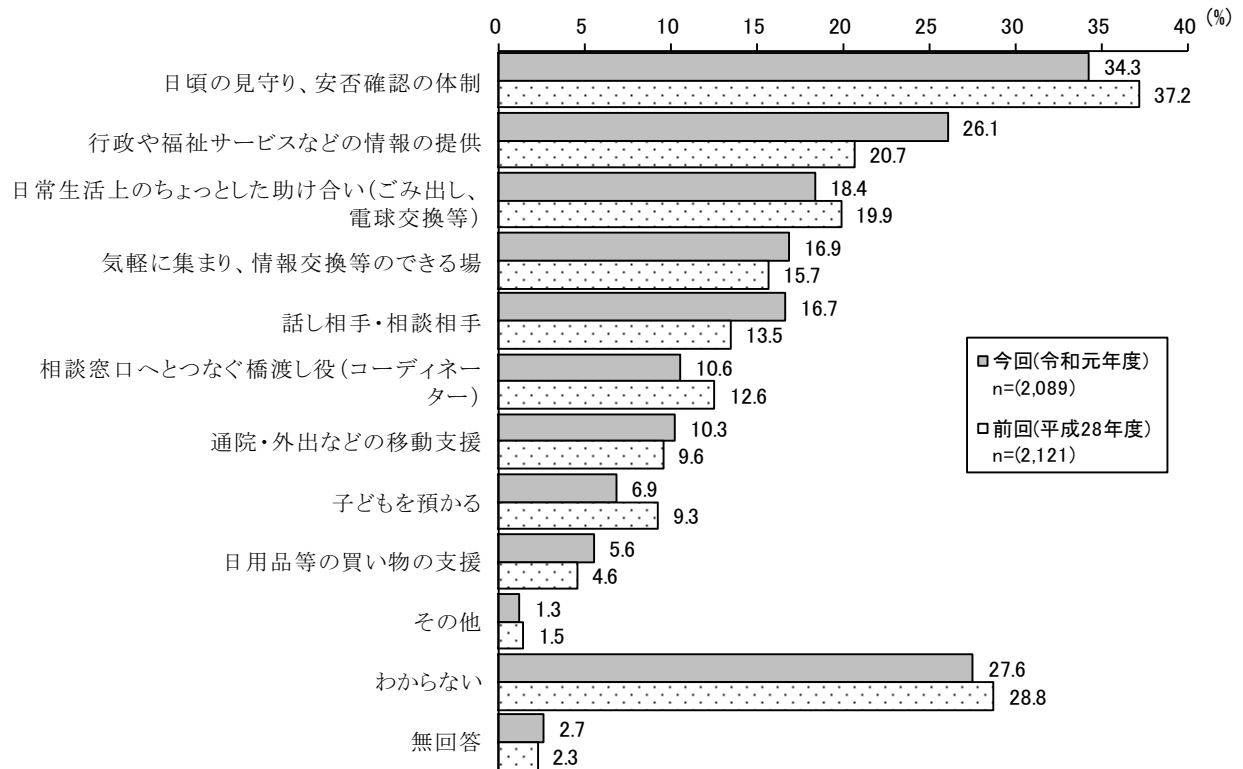
問：居住地域での孤立感（問 21）

		調査数 (件)	構成比 (%)						《感じる》 層	
			感じる	やや感じる	えど ちらとも ない	いあ まり感 じな	感 じ ない	わ か ら ない		無 回 答
全 体		2,089	2.0	8.9	16.5	33.1	32.6	4.8	2.2	10.9
介 護 や 支 援 の 状 況 別	支援を 受けている	128	7.8	14.8	17.2	22.7	23.4	8.6	5.5	22.6
	家族(一親等以 内)が支援を受 けている	297	1.7	10.8	18.9	39.7	24.2	3.0	1.7	12.5
	どちらでもな い	1,631	1.5	8.2	16.1	32.9	34.5	4.9	1.9	9.7

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

資料：「地域福祉に関する市民アンケート調査（2019年度）」

問：居住地域の支えあいに必要な支援（問 32）



資料：「地域福祉に関する市民アンケート調査（2019年度）」

施策の展開

①地域における支えあい・見守り・ネットワークの強化

子どもの貧困や子どもをはじめ、高齢者、障がいのある人への虐待といった家庭環境等に起因する問題や、自殺や孤立死など社会的孤立等が原因となる問題が社会問題となっており、身近な地域における支えあい・見守り・ネットワーク体制の充実がより一層重要なものとなっています。

今後も民生委員・児童委員、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）、市社会福祉協議会等のほか、地域団体、地域を巡回する民間事業者など、団体や関係機関等が連携して、地域における支えあい・見守り体制の構築をより一層推進していきます。

（3）福祉団体等の活動支援

施策の方向性

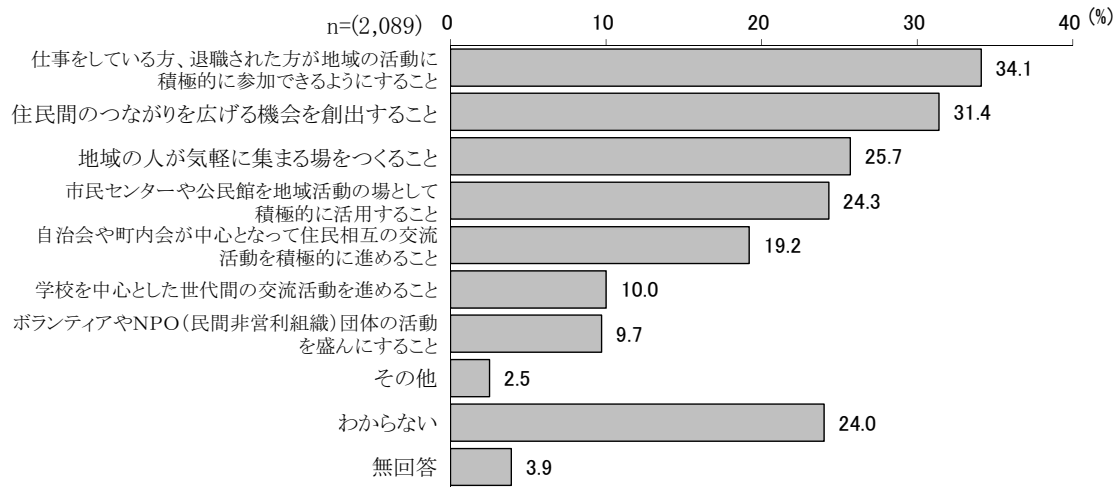
地域の課題が多様化・複雑化する中、地域で福祉分野の活動をする団体は、住民に身近な地域団体として、住みやすいまちづくりのための様々な活動を行っています。今後も、団体活動が継続、さらに発展できるよう、場の提供や運営支援等を通じて活動を支援していきます。また、各団体が活動しやすくなるよう、様々な活動主体の連携を支援していきます。

現状と課題

市民アンケート調査結果によると、住民の自主的な参加・協力関係を築くために地域が主体となって取り組むべきことは、「仕事をしている方、退職された方が地域の活動に積極的に参加できるようにすること」（34.1%）が最も高く、次いで「住民間のつながりを広げる機会を創出すること」（31.4%）、「地域の人気が気軽に集まる場をつくること」（25.7%）と続きます。

これらの結果から、退職後の地域での活躍の場、住民間のつながる機会の提供が課題としてあげられます。

問：住民の自主的な参加・協力関係を築くために地域が主体となって取り組むべきこと
 (問 33)



「地域福祉に関する市民アンケート調査 (2019 年度)」

①福祉団体の活動場所の整備・活動支援

様々な福祉団体の活動がさらに発展できるよう、様々な地域福祉活動の場を確保し、活動の活性化につなげます。また、引き続き、福祉団体の活動を推進するため環境整備に取り組み、福祉団体が継続的に活動できるよう、意見交換を行い課題の共有を図る等、支援を行います。

②地域におけるボランティアや地域活動を推進する団体の支援

地区ボランティアセンターをはじめとする地域団体によるボランティア活動や、NPO法人（特定非営利活動法人）等の活動については、地域の担い手として期待が高まる中、活動の安定性、継続性、発展性がより一層求められています。引き続き、ボランティアや地域活動を推進する団体への支援を行います。

また、各地区内における住民代表・地域団体同士の情報交換・意見交換を行うとともに、必要に応じて他地区・他団体の情報を共有し、お互いに交流などを進めることで、団体活動全体の活性化を図っていきます。地域で活動するコミュニティソーシャルワーカー（CSW）やいきいきサポートセンターなどの専門職と地域団体等が連携することで、地域のネットワークづくりを支援していきます。

さらに、より多くの方が活動を知り、参加するための周知活動を展開し、福祉団体等が抱える「担い手不足」などの課題の解決に向けた支援の充実を図ります。

③様々な活動主体への連携・支援

地域で活動している様々な団体等が、他団体と情報交換・意見交換を行うなど、福祉団体間で連携ができる機会づくりを進めます。

また、一人ひとりの個別的なニーズや様々な生活上の困難を受けとめるためには、身近な地域やコミュニティでの様々なつながりの機会が大切です。様々な活動主体が活動しやすく、活動主体どうしが円滑に連携・協働しやすいような風通しのよい環境づくりを進めていきます。

(4) 災害時に備えた地域づくりの推進

施策の方向性

災害発生時に避難行動要支援者の安否確認や避難支援を迅速に進めるためには、地域の助けあいが重要です。災害時・緊急時に住民同士が支えあえるよう、引き続き、地域における防災意識を高める取組や避難訓練を進めるとともに、各地域における避難支援体制を強化します。

現状と課題

市民アンケート調査結果によると、居住地域の防災訓練への参加経験について、近所づきあいの程度別でみると、「毎年参加している」は“困り事や悩み事の相談はしないが、親しく会話する程度”で1割を超えており、全体と比較すると高い割合となっています。「参加したことはない」は“つきあいがほとんどない”で8割近く、“会えばあいさつをかわす程度”で7割近くと高くなっています。日頃からの近所づきあいがないと防災訓練への参加割合も低くなっています。また、発災時に避難行動要支援者に特にできることについて、年代別でみると、「安否確認」は70代までは年齢が上がるほど多くなる傾向がある一方、「避難所などへの誘導」は年齢が下がるほど多くなる傾向がみられます。

これらの結果から、日頃からの近所づきあいが地域防災には大切であり、また年代によってできることが違うことから、平時における顔の見える関係づくり、災害時・緊急時にできることを考えるような機会を持つことが課題としてあげられます。

問：居住地域の防災訓練への参加経験（問 27）

		調査数 (件)	構成比 (%)					無回答
			毎年参加している	今年参加したが、毎年参加していない	過去に参加したことはあるが、今年参加していない	参加したことはない	わからない	
全 体		2089	5.2	3.2	31.6	56.0	2.2	1.8
近所づきあいの程度別	困り事や悩み事を相談する程度	97	9.3	5.2	37.1	47.4	1.0	-
	困り事や悩み事の相談はしないが、親しく会話する程度	351	11.4	3.7	47.0	34.8	2.0	1.1
	たまに立ち話をする程度	478	5.0	5.6	40.6	45.0	1.9	1.9
	会えばあいさつをかわす程度	902	2.7	2.0	24.1	67.2	2.1	2.0
	つきあいがほとんどない	193	0.5	1.0	14.0	78.8	4.1	1.6
	その他	18	11.1	5.6	33.3	38.9	5.6	5.6

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数 30 未満は除く)

問：発災時に避難行動要支援者に特にできること（問 28）

		調査数 (件)	構成比 (%)						
			安否確認	避難場所などへの誘導、移動支援	災害状況や避難、救助等に対する情報提供	その他	できることはない	わからない	無回答
全 体		2089	27.6	20.8	8.3	1.4	9.5	28.8	3.6
年代別	10代	70	15.7	37.1	7.1	-	10.0	27.1	2.9
	20代	125	20.0	32.0	11.2	0.8	7.2	28.0	0.8
	30代	217	17.5	27.2	10.1	0.5	8.3	33.2	3.2
	40代	340	25.6	29.4	10.0	1.5	5.0	25.3	3.2
	50代	353	28.6	22.1	9.3	0.6	4.5	31.7	3.1
	60代	350	33.7	18.3	9.1	1.1	6.0	30.9	0.9
	70代	396	35.6	12.1	5.8	3.0	10.6	27.5	5.3
	80歳以上	222	23.0	6.3	3.6	1.8	30.2	27.0	8.1

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

資料：「地域福祉に関する市民アンケート調査（2019年度）」

①地域における自主防災活動の活性化支援

災害時は、自分や家族の安全確保をすることが最優先ですが、自分や家族の安全を確保したうえで、身近な住民が互いに支援し合う仕組みをつくっておくことが重要です。

特に、地域での支えあいや助けあいが不可欠な災害時への備えとして、公的支援が届くまでの近隣住民による助けあいの仕組みを、平常時から地域の中で確認し、一人ひとりがその仕組みを把握しておくことができるよう、地域の自主防災活動等を通じて活性化支援に取り組みます。

②避難行動要支援者支援体制の強化

要介護認定者や重度の障がいがある人など、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者の避難支援が必要です。災害時に避難行動要支援者の安否確認や避難支援を迅速に進められるよう、平常時からの支援体制の構築を強化します。

また、避難行動要支援者及びその支援に対する近隣住民の理解の深化を進められるよう、引き続き、地域団体関係者をはじめとした市民へ普及啓発を行います。

③災害時における救援ボランティアの受け入れ体制の整備

災害救援ボランティアセンターの開設からボランティアの受け入れまでを迅速かつ円滑に行うことができるよう、市総合防災訓練や各地区総合防災訓練などで開設訓練を実施し、関係機関との連携を強化します。

基本目標③誰もが安心して暮らせるしくみづくり

(1) 地域福祉の基盤づくりとネットワークの推進

施策の方向性

近所づきあいの希薄化など、人と人がつながりにくい状況がみられ、人と人がつながるための基盤づくりやネットワークづくりが必要となっています。地域の福祉課題を地域で考え、解決に向かうための地域の中の住民や組織によるネットワークの仕組みづくりを推進します。

現状と課題

市民アンケート調査結果によると、日々の生活で困っていること・悩みについて、年代別でみると、「健康のこと」は80歳以上で4割半ば、70代で4割近く、50代、60代で3割を超えて高くなっています。「子育てのこと」は30代で3割を超え、40代で2割半ばと高くなっており、年代によって、困りごとや悩みは異なっていることがわかります。

これらの結果から、地域で困りごとや悩みを抱えている人が気軽に地域の相談窓口につながるような人のネットワークづくり、関連機関との連携・協力体制づくりが課題としてあげられます。

問：日々の生活で困っていること、悩み（問 35）

	調査数（件）	構成比（％）									
		健康のこと	経済的なこと	こと 災害等緊急時の対応の	防犯や交通安全などの 安全面	仕事のこと	介護のこと	住まいのこと	子育てのこと	移動手段	
全 体	2089	29.9	23.2	21.1	16.9	12.6	11.0	9.9	9.4	9.3	
年代別	10代	70	20.0	18.6	21.4	14.3	2.9	4.3	4.3	2.9	8.6
	20代	125	20.8	29.6	10.4	15.2	24.0	6.4	8.8	5.6	10.4
	30代	217	13.4	27.6	16.1	21.2	26.7	3.2	11.5	32.7	7.8
	40代	340	22.6	27.1	20.0	23.2	21.8	9.7	8.8	24.1	8.2
	50代	353	32.0	25.5	21.2	17.3	18.7	17.3	14.4	7.4	6.2
	60代	350	31.7	22.0	24.0	13.4	8.3	13.7	10.6	1.1	7.1
	70代	396	38.6	21.0	23.0	14.6	0.5	7.3	8.3	0.5	12.1
	80歳以上	222	45.5	13.5	24.3	12.2	-	17.6	5.9	0.5	14.9

		構成比（％）					無回答
		家事・片付け等	認知症のこと	近所づきあい	その他	特 に ない	
全 体		9.0	5.6	4.9	3.1	29.7	2.3
年代別	10代	4.3	1.4	-	4.3	45.7	-
	20代	7.2	2.4	2.4	3.2	36.8	0.8
	30代	12.9	1.4	4.1	4.1	20.7	0.5
	40代	10.6	2.4	5.6	2.9	27.1	1.5
	50代	8.5	5.1	5.1	3.1	27.5	1.7
	60代	6.0	5.7	5.7	2.6	33.4	1.4
	70代	6.3	7.6	4.3	3.3	33.1	3.8
	80歳以上	15.8	14.9	6.8	2.7	26.6	5.4

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

資料：「地域福祉に関する市民アンケート調査（2019年度）」

①民生委員・児童委員の活動環境の整備

民生委員・児童委員は、子育て中の親、高齢者、障がいのある人などから、様々な相談を受け、必要に応じて関係機関につなぐなど、地域福祉を支える人材として民生委員・児童委員の存在は非常に重要な役割を担っています。しかし、民生委員・児童委員の活動内容は多岐にわたることから負担は大きい状況です。民生委員・児童委員の負担軽減や活動しやすい環境づくり等の支援を充実し、活動しやすくなるよう、環境整備を推進します。

②福祉人材の確保・育成への支援

地域における困りごとが多様化する中で、子育て中の親、高齢者や障がいのある人等の専門分野における支援だけでなく、複合的課題に対し、総合的な視点から問題を整理し、また、個別の事例から地域の課題として、地域づくりにつなげる活動ができるような人材が求められています。

包括的な支援体制を実現するために、市社会福祉協議会をはじめ、様々な関係機関等と協働し人材育成を進め、知識・技術等を取得することへの支援や、事業者等の人材確保に向けた支援を進めていきます。

③多様な職種や機関との連携・協力による包括的な取組の推進

地域の方が抱える課題が個別分野では解決できないものとなっている中で、行政あるいは多様な主体ごとの個々の取組だけでなく、互いに協働するマルチパートナーシップによる取組を推進し、活力あるまちづくりと支えあいの活動を促進していきます。

また、支えあいや助けあいによる安全・安心な地域づくりに向けて、民間事業者等と「地域見守り活動に関する協定」を締結するなど、多様な主体との連携を推進していきます。

(2) 包括的な相談・支援体制の推進

施策の方向性

地域には、困りごとを相談できる身近な窓口が多数あることから、相談内容に応じて関係機関等と連携し、相談者にとって適切な支援につなげることが必要です。

各相談機関が様々な問題に対応するため、関係機関との連携を強化して、包括的な相談・支援体制を整備します。

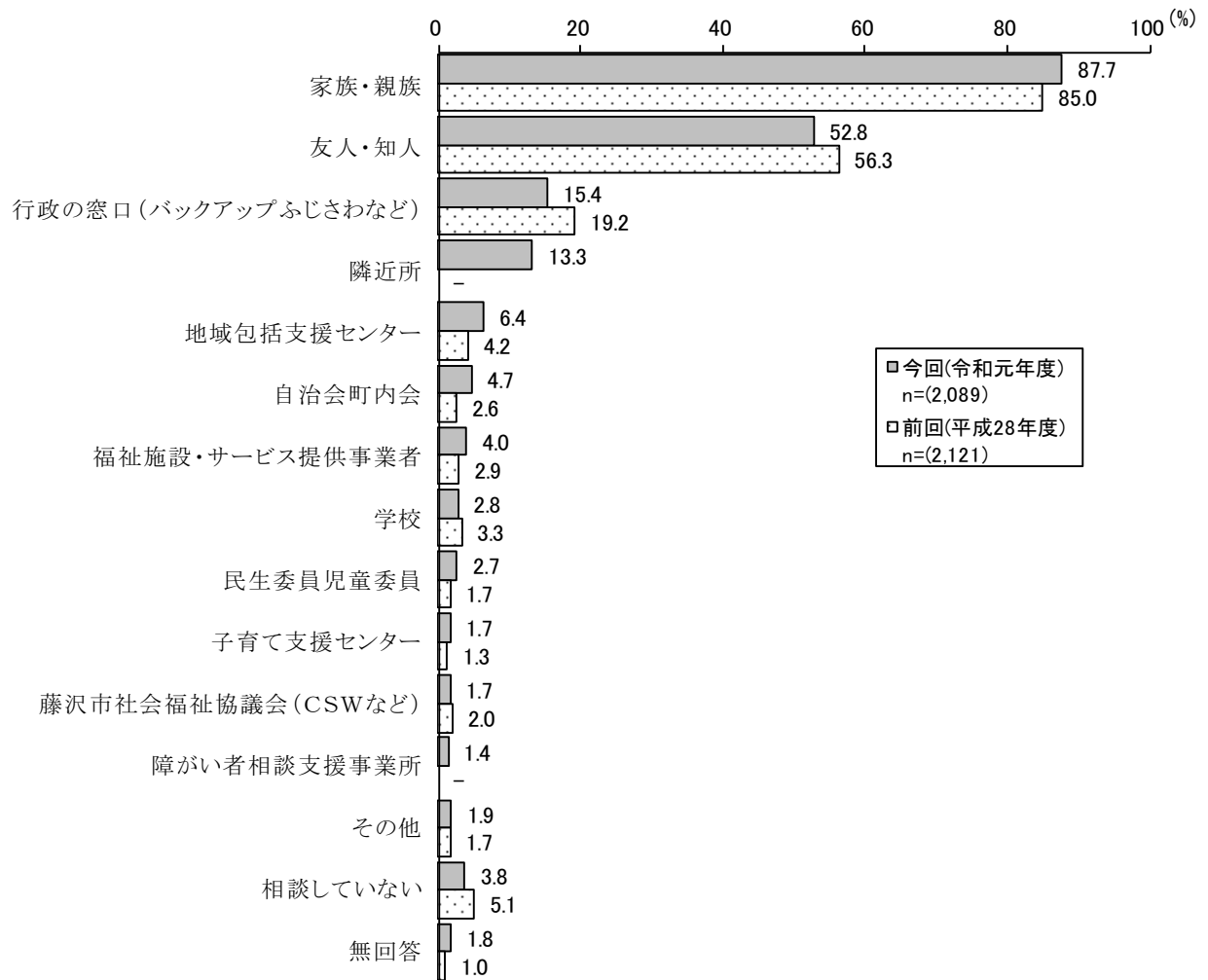
さらに、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人を早期に見つけ、必要な支援につなげる仕組みづくりや地域の中で住民同士が気軽に立ち寄り、必要な情報の提供や相談等が行える場づくり等、重層的な支援体制を推進していきます。

現状と課題

市民アンケート調査結果によると、困ったときの相談先は、「家族・親族」（87.7%）が最も高く、次いで「友人・知人」（52.8%）、「行政の窓口（バックアップふじさわなど）」（15.4%）と続きます。親しい間柄の次に専門機関が続いています。

これらの結果から、相談内容によっては内容が複雑化していたり、様々な分野にまたがる複合的な課題であることから、より広く、より専門的な対応ができるよう、相談窓口の充実とネットワーク化が課題としてあげられます。

問：困ったときの相談先（問 30）



資料：「地域福祉に関する市民アンケート調査（2019年度）」

①地域における福祉相談窓口の充実

地域ささえあいセンターや地域の縁側等が、住民による身近な相談の場と考える一方で、「身近な地域であるからこそ顔見知りの人には相談しにくい」という方や、地域において孤立している方等への支援が求められています。

本市では、市民センター・公民館における「地区福祉窓口」にて、福祉や保健のご相談をお受けし、状況に応じた各種制度のご案内や情報提供、本市で行っている福祉関連の各種申請手続きの受付や、サービス提供の連絡調整も行っています。

今後ともいきいきサポートセンター（地域包括支援センター）やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）等と連携・協働し、13 地区をベースとした地域における福祉相談窓口の充実を図ります。

②生活困窮者等の自立に向けた生活・就労支援の推進

生活困窮者に対して、庁内関係部署の連携等による支援の充実を図るとともに、地域の関係機関等とのネットワークを強化し、自立に向けた生活支援のほか、「ジョブスポットふじさわ」等を活用した就労支援も含め、包括的な支援を進めていきます。

また、生活のしづらさを抱える本人だけでなく、家族への個別的な支援とあわせて、そうした問題を抱える人の早期発見などに取り組みます。

③重層的な支援体制の推進

地域住民の複雑化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制づくりに向けて、本人や世帯の属性に関わらず受けとめる相談支援や既存の取組では対応できない狭間のニーズへの対応、地域社会からの孤立を防ぎ、多世代交流や多様な活躍の場を確保するような地域づくりを進めていきます。

また、既存の地域特性に応じて実施されている地域の活動を活かし、それぞれにあった支援を行うことによって、重層的な支援体制を築きます。

④地域における相談支援ネットワークの整備

住民による身近な相談の場が広がりを見せる中で、医療関係機関等をはじめとする民間事業者による相談窓口や行政による相談窓口等、様々な相談の場が増えています。

地域住民の掲げる課題が複雑化・複合化していく中、包括的な支援体制の構築が求められており、高齢・障がい・子ども・生活困窮といった分野を超えて支える、多機関・多職種による相談支援ネットワークの整備を進めます。

(3) 権利擁護のための支援の充実

施策の方向性

認知症や障がいなどの理由で、日常生活における意思決定や、判断を行うことに困難を抱える方に対して、ご本人の決定を尊重し、その決定を支援するとともに、権利侵害を予防する取組が必要です。

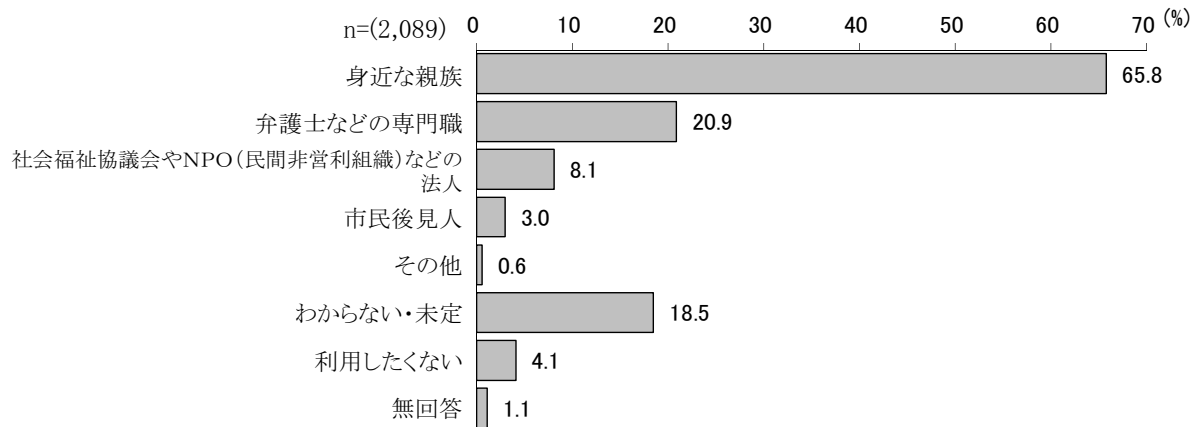
地域で意思決定を尊重し、その決定を支援する体制が整備されるために、普及啓発を進めるとともに、必要に応じて成年後見制度を利用できるよう、制度の周知など利用促進を進めます。

現状と課題

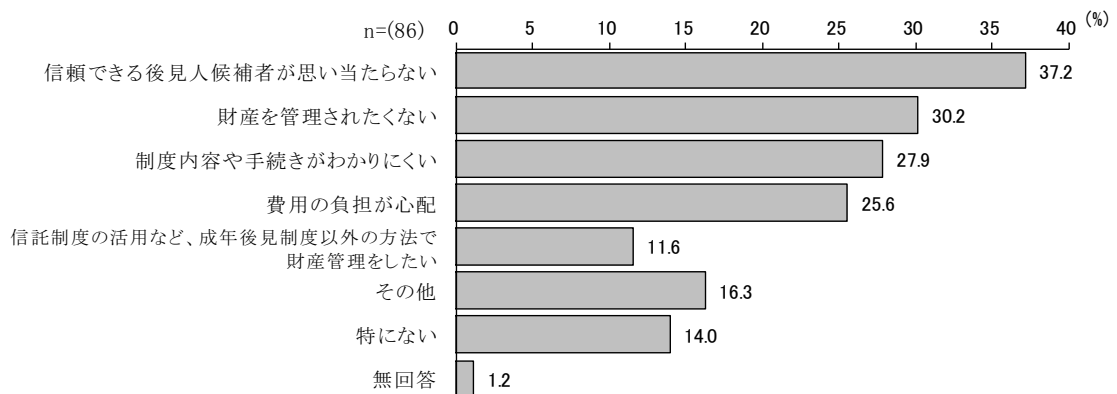
市民アンケート調査結果によると、後見人を希望する相手は、「身近な親族」(65.8%)が最も高く、次いで「弁護士などの専門職」(20.9%)、「社会福祉協議会やNPO(民間非営利組織)などの法人」(8.1%)と続きます。また、後見制度を利用したくないと思う理由は、「信頼できる後見人候補者が思い当たらない」(37.2%)が最も高く、次いで「財産を管理されたくない」(30.2%)、「制度内容や手続きがわかりにくい」(27.9%)と続きます。

これらの結果から、後見人の希望の大多数は身近な親族となっており、ご本人のことをよく理解している親族が、制度をよく理解して活用していくとともに、専門職のサポートを受けることも大切な視点となります。また、制度内容や手続きがわかりにくいといった声もあることから、住民へのわかりやすい制度の理解促進や様々な情報提供が課題としてあげられます。

問：後見人を希望する相手（問 17）



問：後見制度を利用したくないと思う理由（問 17-1）



資料：「地域福祉に関する市民アンケート調査（2019年度）」

①権利擁護のための意思決定の支援

認知症や障がいなどにより、日常生活を送る上で、自らの意思を表明することが困難な方に対しては、生活場面における様々な選択の機会において、ご本人の意思や自己決定を尊重し、さらにその決定を支援することが必要です。

誰もが地域で自分らしく生活を送るために、地域の支援者等に向けた普及啓発を進め、意思決定の支援が地域で展開されるよう、体制の整備に努めていきます。

②成年後見制度の利用促進

日常生活における判断に困難を抱える人に対し適切な支援を行うため、成年後見制度などの権利擁護の仕組みが構築されています。多くの方が、成年後見制度を正しく理解し、適切な利用につながるよう、今後も制度の周知等により利用を促進していきます。

また、必要な人が成年後見制度を自分らしい生活を守るための制度として利用できるよう、専門機関と情報共有を行います。

(4) 更生保護に向けた地域づくり

施策の方向性

2016年（平成28年）に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、犯罪や非行をした人たちの円滑な社会復帰を促進することが求められています。

国や神奈川県、更生保護にかかわる関係者等と連携・協力しながら、そのような人たちが地域社会で孤立することなく生活することができるよう、必要な支援が適切に受けられる体制づくりが大切です。そのため、民間協力者の活動の促進、支援関係機関や地域住民への広報・啓発活動の推進等、再犯防止のための取組を進めていきます。

また、罪を犯した人か否かを問わず、生活のしづらさを抱える本人やその家族など、そのような課題や悩みを抱える人の早期発見ができるよう、アウトリーチを通じた継続的な支援も含め、地域を基盤とした相談支援体制を充実させ、保護司会をはじめ、多様な支援関係機関と連携し、就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用の促進等、必要な支援が受けられるような環境づくりを進めていきます。

現状と課題

国で実施した「再犯防止対策に関する世論調査」（2018年（平成30年））によれば、再犯防止に関して、広く国民の理解や関心を深めるためにすべきことは、「テレビや新聞などでの広報を充実する」（56.8%）、「学校の授業で取り上げるよう働きかける」（45.4%）、「地域や社会教育の場で話し合う機会をもつよう働きかける」（30.1%）と続いています。再犯防止に関する広報・啓発活動の取組の広報・啓発の重要性がうかがえます。

また、本市で実施した団体ヒアリングによると、犯罪を起こさないような環境づくりに向けて、子どもたちからの啓発が求められています。また、共生社会に向けて、受け入れ側の考えが変わらないと支援しても軌道に乗らないため、地域福祉の中で再犯防止についての関わりを創っていくことが課題としてあげられます。

①地域住民等の関心と理解の醸成

犯罪や非行をした人たちの更生について広く住民の理解を得るため、法務省による「社会を明るくする運動」や再犯防止推進月間などの取組を通して広報・啓発活動を進めます。

また、罪を犯した人が、社会的に孤立することを防ぐため、罪を犯した人であるか否かに関わらず、誰もが地域福祉活動に参加しやすい仕組みづくりや福祉学習・体験機会づくりに取り組みます。

②関係機関・団体の支援、連携の推進

保護司会や更生保護女性会など、更生保護ボランティアが活動を円滑に行うために必要な各種情報等の提供を行っていきます。また、保護司会や更生保護女性会など更生保護ボランティア等の人材募集の呼び掛けに協力し、各種地域団体へ情報提供するなど、人材の確保を支援します。

さらに、地域の安全・安心に資する、自治会・町内会等の地域団体が行う防犯パトロールなどの防犯活動を支援することによって見守り活動を推進し、安全で安心なまちづくりを推進します。

③罪を犯した人の自立支援

罪を犯した人の中には、社会復帰後の生活がうまくいかず、再犯に至るケースがあります。その大きな要因として帰住先がないことや就労を希望しても定職に就くことができないことが挙げられることから、一人ひとりの状況に応じた居住支援、就労支援をはじめとする福祉的な支援を行うことで生活の安定を図り、自立を支援します。

第3章 地域福祉計画の進行管理

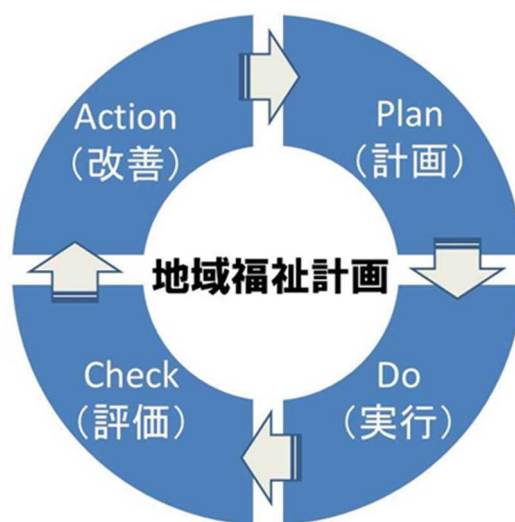
第3章 地域福祉計画の進行管理

1 計画の進行管理方法

(1) 計画の進行管理

本計画においては、P D C Aサイクルの手法を活用して進行管理を行い、計画に基づいて効果的かつ効率的に施策・事業を実行することで、地域福祉における課題解決を図っていきます。

Plan (計画)	地域福祉における課題等を踏まえて目標を設定し、目標達成のための計画を策定します。
Do (実行)	策定した計画に沿って各施策・事業を実行していきます。
Check (評価)	各施策・事業の実施結果等を踏まえ、各基本目標にどの程度近づき、進んでいるのか評価します。
Action (改善)	評価結果を踏まえて、計画をより効果的かつ効率的に進めるための見直し及び改善を行います。



(2) 施策の進め方

各基本目標に沿って実施する施策・事業について、進捗管理及び評価を行い、地域福祉に関する取組や推進状況を総合的に判断し、次年度以降の施策の展開や改善を行っていきます。

(3) 計画の見直し

本計画については、社会情勢や地域の状況などを踏まえて見直しを行います。

計画期間の2023年(令和5年度)には中間見直しを行い、計画期間の最終年度である2026年度(令和8年度)には、基本目標に対する達成度を検証し、次期計画の策定を行います。また、本計画による成果を客観的な視点で確認するために、3年ごとに市民アンケート調査及び関係団体へのヒアリング調査を行います。

(4) 成果目標

本計画は、めざすべき将来像として「一人ひとりが主役 共に支えあい 安心して暮らせるまち ふじさわ」を掲げ、その実現に向けて3つの基本目標を設定し、それぞれの目標に基づいた施策の方向性に沿って施策・事業を進めています。

これまで施策展開の判断材料の一つとするため、基本目標別の成果指標、及びそれに係る目標値を設定してきました。

なお、未達成の項目については、達成に向け、本計画期間においてさらなる取組を推進していきます。

●基本目標別の主な成果目標●

基本目標	成果指標項目	当初 (H25年 度)	中間 (H28年 度)	最終 (R元 年度)	中間見直 し時の 目標値	出典
【基本目標1】 地域に関心を持ち、行動できる人材づくり	地域のボランティア活動について「既に参加しており、これからも続けたい」「参加したことはないが、今後参加してみたい」と感じる割合の合計	48.5%	48.6%	44.4%	50.0%	藤沢市地域福祉に関する市民アンケート調査
	地域福祉の推進に向け、「広報誌やホームページなどによる情報提供」の取組について「充実している」「まあ充実している」と感じる割合の合計	50.8%	46.2%	51.5%	50.0%	藤沢市地域福祉に関する市民アンケート調査
【基本目標2】 お互いが見守り、支えあい、つながる地域づくり	地域に支えられていると感じることが「大いにある」「多少はある」と感じる割合の合計	46.2%	43.7%	39.7%	50.0%	藤沢市地域福祉に関する市民アンケート調査
	地域福祉の推進に向け、「災害時の避難支援体制づくり」の取組について「充実している」「まあ充実している」と感じる割合の合計	11.6%	13.2%	13.9%	20.0%	藤沢市地域福祉に関する市民アンケート調査
	認知症サポーター数（累計）	9,535人	16,469人	26,085人 (R元年度末時点)	23,000人	福祉健康部調べ
【基本目標3】 誰もが安心して暮らせるしくみづくり	お住まいの地域で孤立感を「感じない」「あまり感じない」と回答した割合の合計	69.3%	67.2%	65.7%	75.0%	藤沢市地域福祉に関する市民アンケート調査
	地域福祉の推進に向け、「様々な相談に対応できる体制づくり」の取組について「充実している」「まあ充実している」と感じる割合の合計	14.7%	16.5%	12.2%	20.0%	藤沢市地域福祉に関する市民アンケート調査
	「地域の縁側」開設数	0カ所	33カ所	35カ所 (R元年度末時点)	40カ所	福祉健康部調べ

2 計画の進行管理体制

(1) 藤沢市地域福祉計画推進委員会

学識経験者、高齢者・障がい者・児童関係団体の代表、市民代表、市社会福祉協議会の代表、民生委員・児童委員の代表等を委員とする「藤沢市地域福祉計画推進委員会」において、計画及び施策の進捗状況などを基に、地域福祉計画の推進に関する調査審議を行います。

(2) 藤沢市地域福祉計画推進庁内連絡会議

福祉健康部の関係課のほか、庁内関係課によって構成する「地域福祉計画推進庁内連絡会議」を設置し、計画及び施策の進捗状況などを基に、地域福祉の推進に向けた施策について検討を行います。

資料編

1 藤沢市の現状

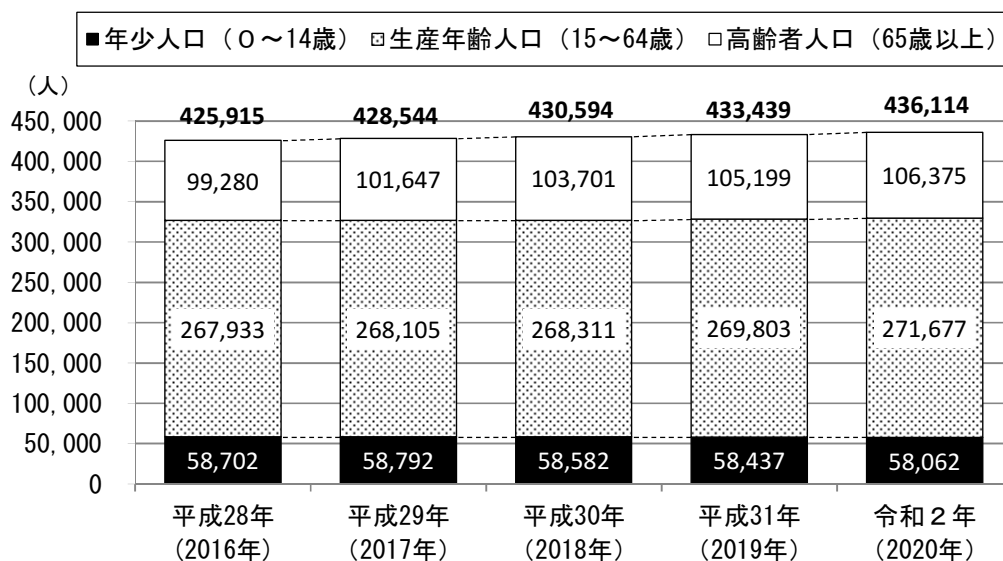
(1) 人口・世帯数の推移

① 人口

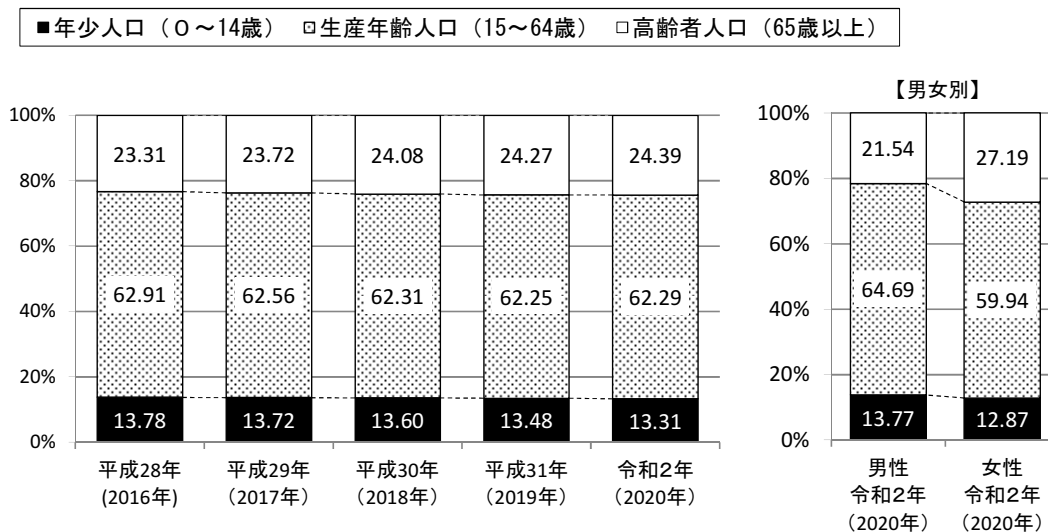
2020年（令和2年）1月1日現在、住民基本台帳人口は436,114人で、65歳以上人口は106,375人（24.4%）となっています。総人口は増加傾向にありますが、年齢3区分別で見ると、生産年齢人口、高齢者人口は増加傾向にありますが、年少人口が減少傾向にあります。

●藤沢市の総人口の推移●

<全体>



資料：藤沢市住民基本台帳（各年1月1日現在）

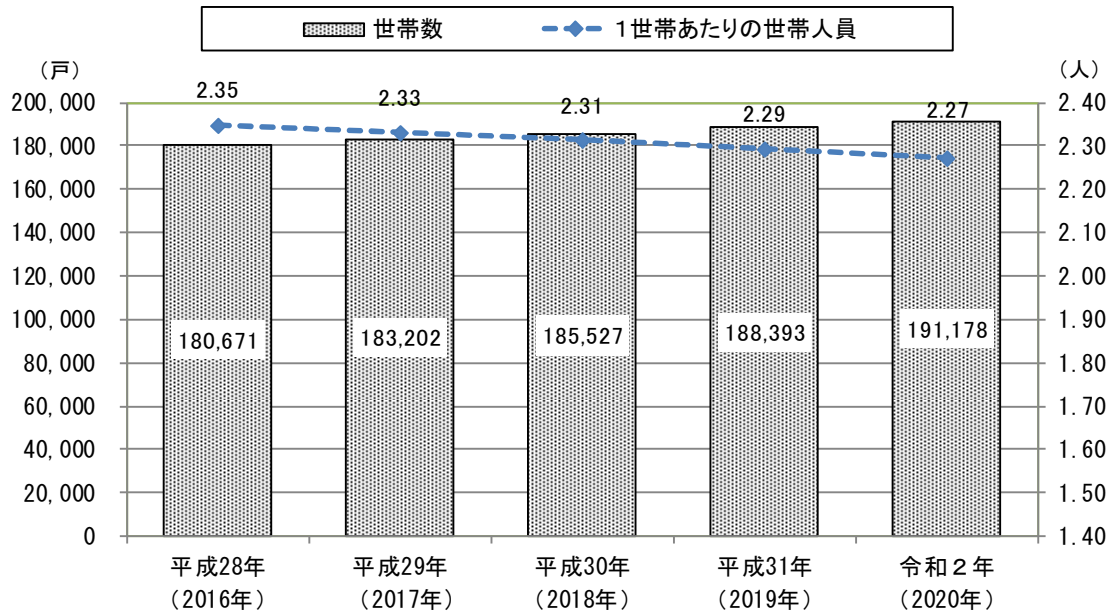


資料：藤沢市住民基本台帳（各年1月1日現在）

② 世帯

世帯数は増加傾向にあります。1世帯あたりの世帯人員は大きな差異はありませんが、やや減少傾向がみられます。

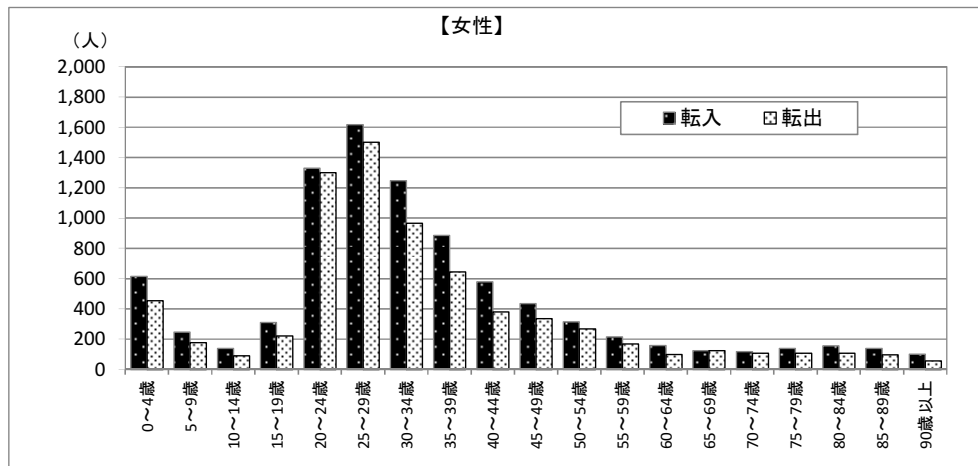
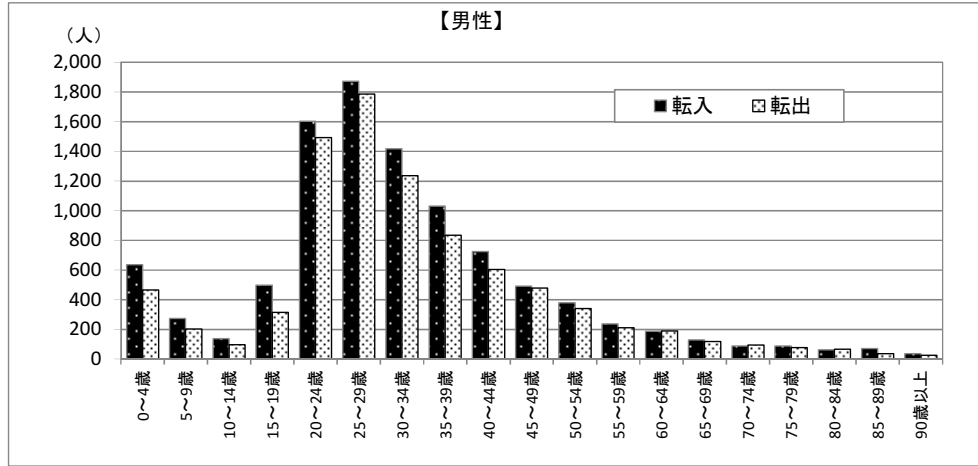
●藤沢市の世帯数と1世帯あたり人数の推移●



資料：国勢調査を基準とした推計値（各年1月1日現在）

③ 転入・転出者

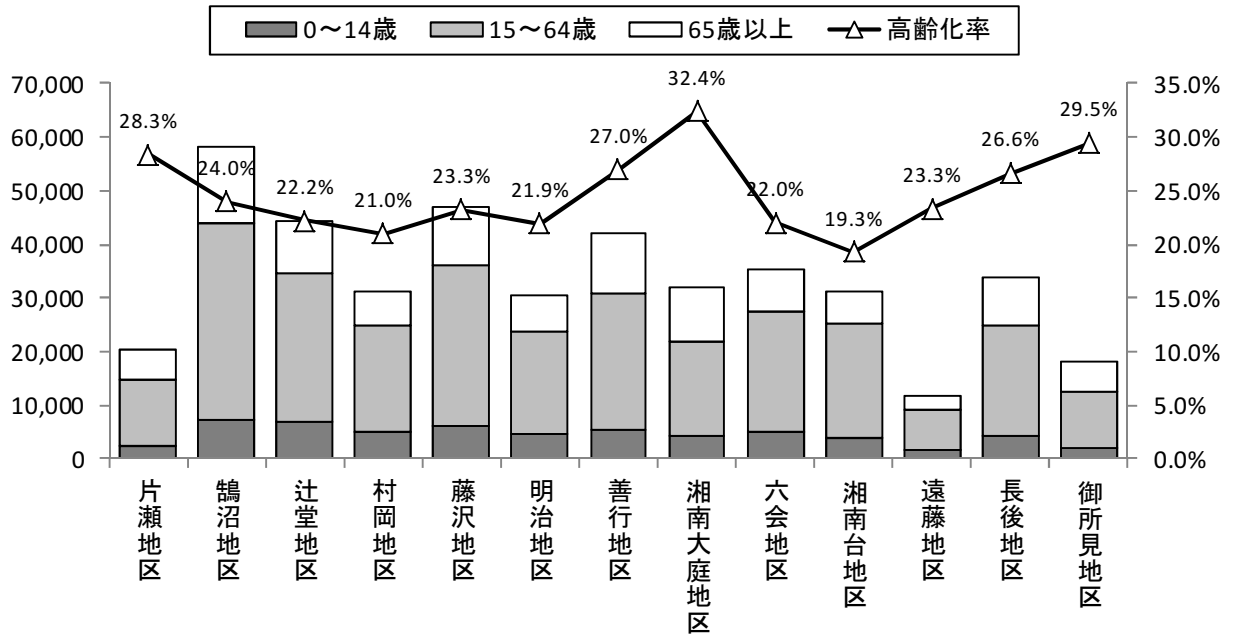
転入・転出者を性・年代別で見ると、男女とも25～29歳で転入者・転出者ともに多くなっています。また、どの年代もおおむね転入者が転出者を上回っています。



2 行政区域（13地区）の状況

本市においては、市民センター・公民館を設置している13地区を基本に様々な施策を展開していることから、本計画においても、13地区を日常生活圏域として設定します。

●行政区域（13地区）別の3区分別人口及び高齢化率●

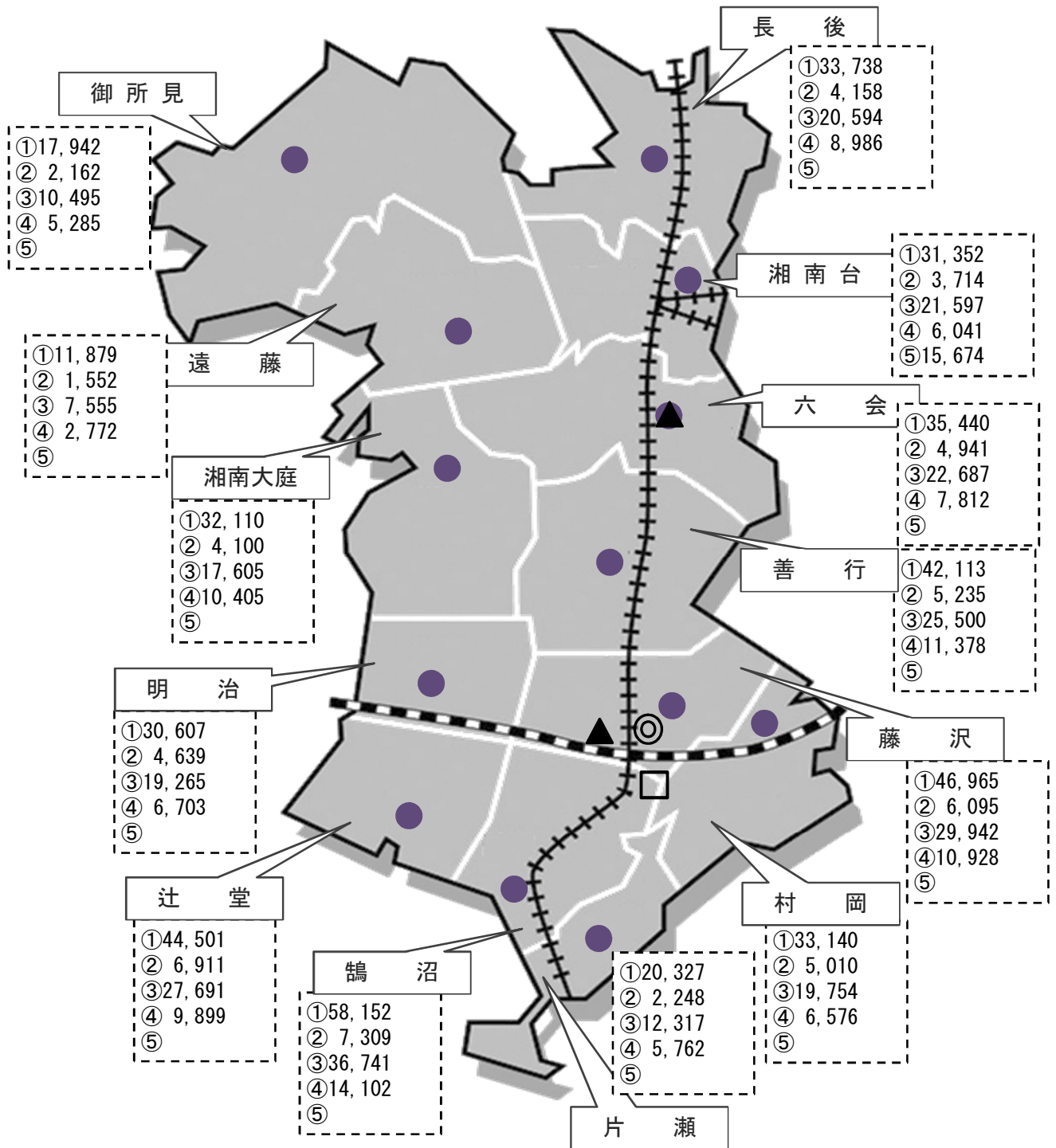


(2020年(令和2年)4月1日現在)

地区	年齢3区分別人口 (人)				構成比			13地区別人口構成
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上	
市全体	436,466	58,074	271,743	106,649	13.3%	62.3%	24.4%	100.0%
片瀬	20,327	2,248	12,317	5,762	11.1%	60.6%	28.3%	4.7%
鶴沼	58,152	7,309	36,741	14,102	12.6%	63.2%	24.0%	13.3%
辻堂	44,501	6,911	27,691	9,899	15.5%	62.2%	22.2%	10.2%
村岡	31,340	5,010	19,754	6,576	16.0%	63.0%	21.0%	7.2%
藤沢	46,965	6,095	29,942	10,928	13.0%	63.8%	23.3%	10.8%
明治	30,607	4,639	19,265	6,703	15.2%	62.9%	21.9%	7.0%
善行	42,113	5,235	25,500	11,378	12.4%	60.6%	27.0%	9.6%
湘南大庭	32,110	4,100	17,605	10,405	12.8%	54.8%	32.4%	7.4%
六会	35,440	4,941	22,687	7,812	13.9%	64.0%	22.0%	8.1%
湘南台	31,352	3,714	21,597	6,041	11.8%	68.9%	19.3%	7.2%
遠藤	11,879	1,552	7,555	2,772	13.1%	63.6%	23.3%	2.7%
長後	33,738	4,158	20,594	8,986	12.3%	61.0%	26.6%	7.7%
御所見	17,942	2,162	10,495	5,285	12.0%	58.5%	29.5%	4.1%

※住民基本台帳人口による

●藤沢市行政区域（13地区）区分図●



- ◎市役所
- 市民センター・公民館
- ふじさわボランティアセンター(市社会福祉協議会)
- ▲市民活動推進センター(六会は分館)

凡例

- ①総人口(住民基本台帳人口2020年4月1日現在)(単位:人)
- ②0~14歳(住民基本台帳人口2020年4月1日現在)(単位:人)
- ③15~64歳(住民基本台帳人口2020年4月1日現在)(単位:人)
- ④65歳以上(住民基本台帳人口2020年4月1日現在)(単位:人)
- ⑤世帯数(国勢調査に基づく推計値2020年4月1日現在)(単位:世帯数)

●行政区ごとの事業

2020年(令和2年)10月1日現在

地区	地区ボランティアセンター ※1	地域の縁側※2	通いの場※3
片瀬	片瀬地区ボランティアセンター 「ひだまり片瀬」	ひだまり片瀬【基本型】 コミュニティハウス片瀬山【基本型】	片瀬ゆめきらら【委託実施型】
鶴沼	鶴沼地区ボランティアセンター 「ささえ」	鶴沼藤が谷みんなの縁側【基本型】	憩いのサロン亀吉【住民主体実施型】 鶴沼健康サロン【委託実施型】
辻堂	辻堂地区ボランティアセンター 「すこやか」	すこやか【基本型】 ふらっとガーデン【特定型】	明日香辻堂【住民主体実施型】 サロン元気辻堂【委託実施型】
村岡	村岡地区ボランティアセンター 「ぬくもり」	きらり【基幹型】 村岡テラス【基本型】 こもればのえんがわ【基本型】	通いの場むらおか【委託実施型】
藤沢	藤沢西部地区福祉ネットワーク 「きずな」	ヨロシク♪まるだい【基幹型】 藤沢地区みらいサロン【基本型】 まめや【基本型】 地域交流サロンふれあい【特定型】 ご遺族サロン「わだち」【特定型】 がん体験者サロン「ちゃのみ」 【特定型】 憩い場【特定型】 草の根ふじさわ【特定型】	みんなのサロンゆくり庵 【住民主体実施型】 共生会「通いの場」【委託実施型】
明治	明治地区ボランティアセンター 「むすびて」	かるがも【基幹型】 むすびて【特定型】 地域交流室「ばらそる」【基本型】	
善行	パートナーシップ善行	地域交流サロン「ゆい」【基本型】 まめっこ【特定型】 えん【基本型】 カフェ「はまゆう」【特定型】 ほっとスペースすみれ【基本型】	わいわい善行【住民主体実施型】 「通いの場」グリーンサロン 【委託実施型】
湘南大庭	湘南大庭地区 福祉ボランティアセンター 「ライフタウン・ジョワ」	交流スペースほっと舎【基本型】 たきのさわパラダイス【基本型】 こまよセランド【基本型】 睦とものわひろば【基本型】	芭蕉苑「通いの場」【委託実施型】
六会	ボランティアセンターむつあい	みんな・de・六会【基本型】 MUDDLE.【基本型】	デイ・スペースひまわり 【住民主体実施型】 通いの場【委託実施型】
湘南台	湘南台地区ボランティアセンター 「ちょこっと湘南台」	ちょこっと湘南台【基本型】	湘南台みんなの輪【住民主体実施型】 湘南台元気サロン【委託実施型】
遠藤	遠藤地区ボランティアセンター 「シェークハンズ遠藤」	遠藤地域の縁側もんのきの家 【基本型】	-
長後	長後地区ボランティアセンター 「なごみ」	長後あかり【基本型】 おしゃべり処「大福」【基本型】 yell(エール)【基幹型】 七ツ木の里【基本型】	
御所見	-	かわうそ【基本型】 ごしょみ元気【基本型】	ゆきの家・すこやか 【住民主体実施型】

※1 日常生活のちょっとしたお手伝いや地域住民のつどいの場となるサロン活動などを実施

※2 住民同士のつながりや支えあいを大切にしながら、人の和を広げ、誰もがいきいきと健やかに暮らせるまちづくりを目的に、多様な地域住民が気軽に立ち寄れる居場所

※3 趣味や交流を楽しみながら、集まったみんなで体を動かして積極的に介護予防に取り組める場所

基本型	高齢者、障がい者(児)、青少年、子ども等の誰もが気軽に立ち寄れる場所
特定型	高齢者の居場所、子育てサロン、障がい者交流サロンなど、特定の利用対象者が誰もが自由に集え、交流できる居場所
基幹型(地域 ささえあいセ ンター)	高齢者等の相談支援、介護予防や孤立予防、生きがいづくり、多世代交流等の促進を図ることを目的とした、誰もが気軽に立ち寄れる場所。多様な事業主体による多様な取組のコーディネーター業務を担う「生活支援コーディネーター」が配置

※4 上記以外にも住民主体で行う支えあいの事業があります。

3 計画の策定にあたって

(1) 地域福祉に関する市民アンケート調査の実施

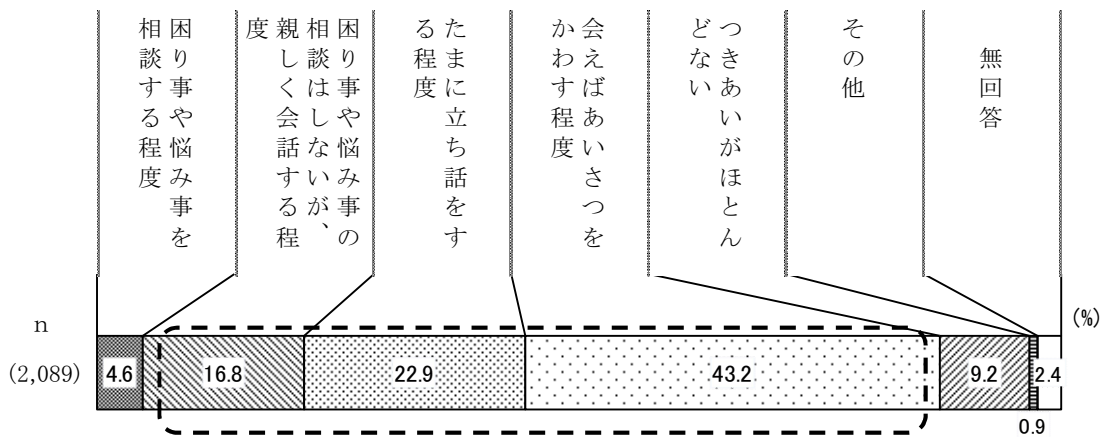
計画の進捗状況の確認に向けて、市民の福祉意識・意向の状況及び地域福祉活動を実施している団体の活動課題等を把握することを目的として、地域福祉に関する市民アンケート調査、福祉関係団体等へのヒアリング調査を実施しました。

○ 調査の概要

調査目的	藤沢市では、すべての市民の方が、地域の中で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、社会福祉法に基づき2015年度（平成27年度）から2020年度（令和2年度）までの6年間で計画期間とする「藤沢市地域福祉計画2020」を策定した。2017年度（平成29年度）には、社会情勢や地域状況の変化等に対応するため、中間見直しを行った。この度、この計画の改定にあたり、事業の効果を検証するとともに、地域福祉の現状及びお住まいの地区や地域での日頃の暮らしの変化、また、これに伴う新たな課題等、市民の方がどのように感じているかをお聴かせいただくために、アンケート調査を実施することとした。
調査対象	市内在住の満15歳以上の市民
対象者数	4,000名（無作為抽出）
調査方法	郵送によるアンケート調査
調査期間	2019年（令和元年）11月27日（水）～12月20日（金）
回収結果	2,089件（回収率52.2%）
調査項目	1. 住まいの状況について 2. 行政や福祉サービスなどの情報について 3. 地域やご近所との関わりについて 4. 地域活動、ボランティア活動について 5. 防災について 6. 支えあいの地域づくりについて

○働き世代に向けた近所づきあいのきっかけづくり

近隣との日頃のつきあい方は、「困り事や悩み事の相談はしないが、親しく会話する程度」や「たまに立ち話をする程度」は60代、70代、80歳以上で高い傾向にあり、「会えばあいさつをかわす程度」は年齢が下がるほど高い傾向にあります。つきあいがほとんどない理由は、10代から50代で「生活の時間帯が合わない」が4割台と高くなっています。退職後に地域とのつながりがなく、孤立していくことを防ぐためにも、働き世代が近所付きあいはじめるきっかけづくりを検討していくことが重要です。



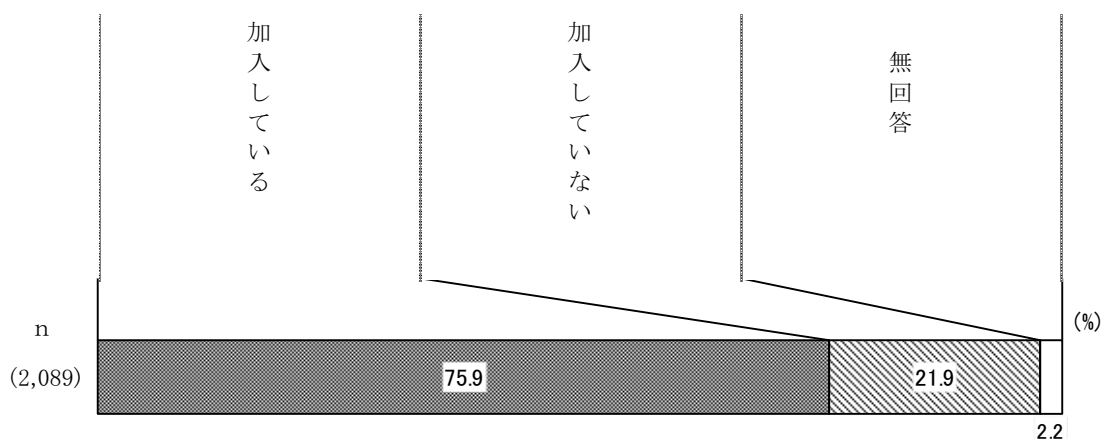
○年代別・クロス集計

	調査数 (件)	構成比 (%)						
		困り事や悩み事を相談する程度	困り事や悩み事の相談はしないが、親しく会話する程度	たまに立ち話をする程度	会えばあいさつをかわす程度	つきあいがほとんどない	その他	無回答
全体	2089	4.6	16.8	22.9	43.2	9.2	0.9	2.4
年代別	10代	-	7.1	8.6	71.4	12.9	-	-
	20代	1.6	1.6	7.2	64.8	24.0	-	0.8
	30代	3.7	10.1	18.4	53.0	13.8	-	0.9
	40代	7.6	9.7	22.1	50.0	7.6	-	2.9
	50代	4.2	13.6	23.8	46.5	9.3	0.6	2.0
	60代	3.7	17.1	29.7	39.7	7.1	0.9	1.7
	70代	4.3	29.3	27.3	29.5	5.6	1.8	2.3
	80歳以上	7.2	27.9	21.2	27.5	7.7	2.7	5.9

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

○自治会町内会加入のきっかけづくり

自治会町内会への加入状況は、「加入している」が75.9%、「加入していない」が21.9%となっていますが、「加入している」は50代以上で8割台と高くなっている。一方、「加入していない」は20代で5割半ば、10代で5割を超えています。自治会町内会に加入していない理由は、「きっかけがない」が最も多く、10代から30代の若年層で多い傾向がみられます。若年層が自治会町内会に加入するきっかけづくりや自治会町内会に加入する利点等の情報発信を行うことが重要です。



○年代別・クロス集計

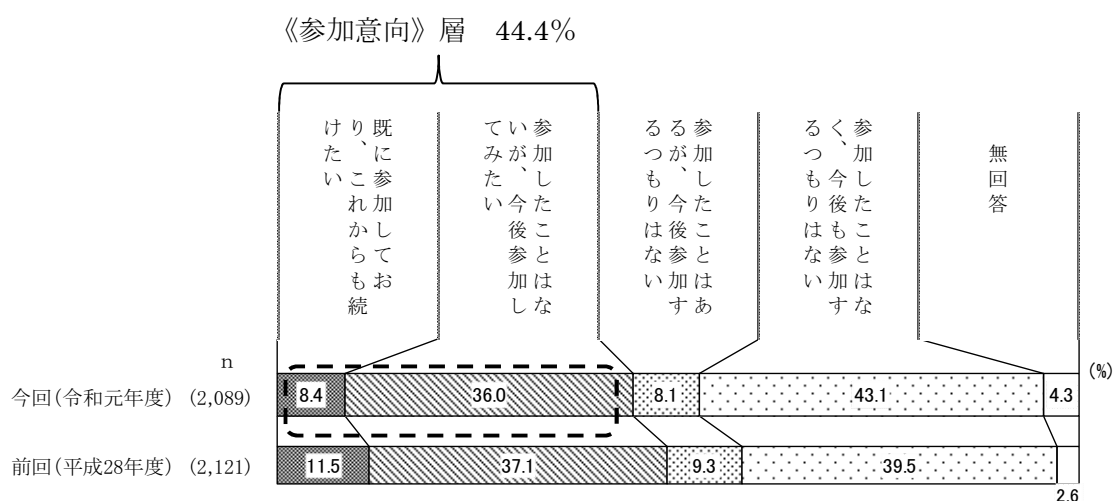
		調査数 (件)	構成比 (%)		
			加入している	加入していない	無回答
全 体		2089	75.9	21.9	2.2
年代別	10代	70	42.9	52.9	4.3
	20代	125	43.2	56.8	-
	30代	217	62.2	36.9	0.9
	40代	340	74.1	24.1	1.8
	50代	353	81.9	17.6	0.6
	60代	350	83.4	14.0	2.6
	70代	396	85.4	12.1	2.5
	80歳以上	222	83.3	11.7	5.0

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

○ ボランティアの担い手確保

ボランティア活動への参加ニーズは、10代、40代、50代で5割台と高くなっています。年代に応じた情報発信や参加のきっかけづくりを行うことにより、継続的な参加も期待できます。

また、ボランティア活動に参加したことのない人が、参加する上で支障となることや問題点として感じていることは、50代以下で「参加する時間的余裕がない」が多いが、70代、80歳以上で「健康・体力に自信がない」が多くなっています。年代に応じた情報発信や参加のきっかけづくりを行うことにより、新たな担い手の確保につなげることが期待できます。



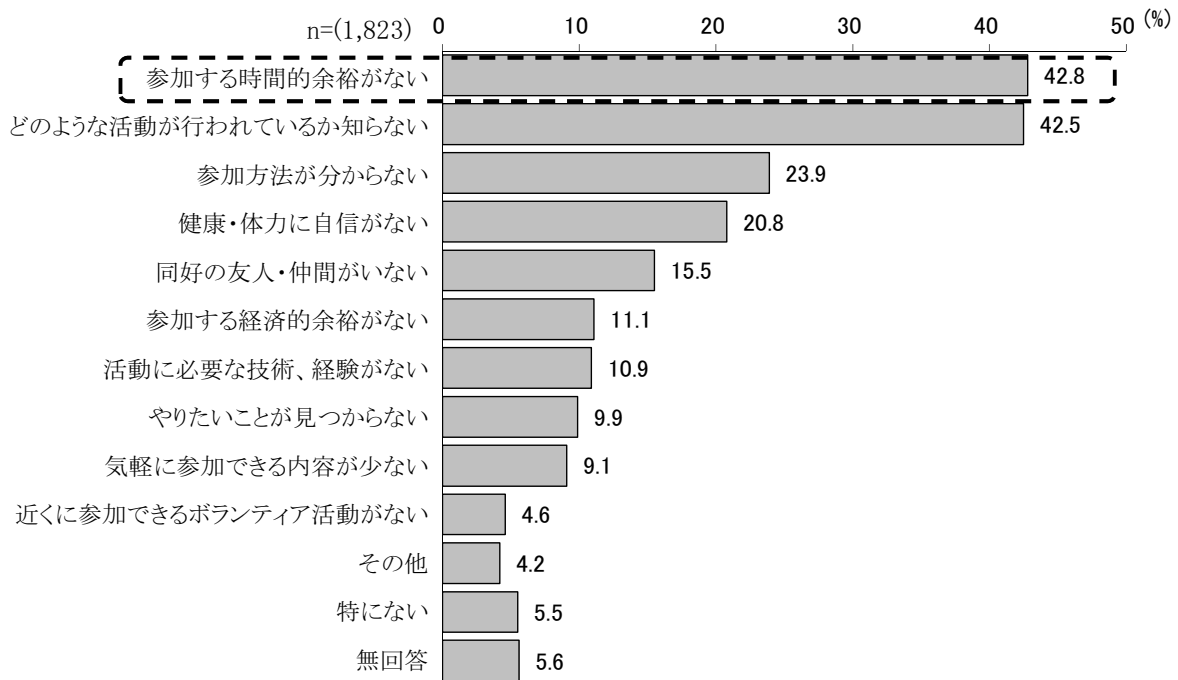
○年代別・クロス集計

	調査数 (件)	構成比 (%)					《参加意向》層	
		既に参加しており、これからも続けたい	参加したことはあるが、今後参加するつもりはない	参加したことはあるが、今後参加するつもりはない	参加したことはあるが、今後参加するつもりはない	無回答		
全体	2089	8.4	36.0	8.1	43.1	4.3	44.4	
年代別	10代	70	8.6	41.4	8.6	40.0	1.4	50.0
	20代	125	3.2	37.6	6.4	52.8	-	40.8
	30代	217	5.1	39.6	5.5	48.8	0.9	44.7
	40代	340	7.1	46.2	5.6	38.8	2.4	53.3
	50代	353	7.1	45.6	6.8	39.4	1.1	52.7
	60代	350	8.6	40.3	6.3	40.9	4.0	48.9
	70代	396	12.6	26.8	8.6	45.5	6.6	39.4
	80歳以上	222	11.3	9.0	18.5	46.8	14.4	20.3

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

《「参加したことはないが、今後参加してみたい」～「参加したことはなく、今後も参加するつもりはない」と回答した方のみお答えください》

問 ボランティア活動に参加する上で支障となることや問題点として感じているものはありますか。(あてはまるものすべてに○)



○年代別・クロス集計

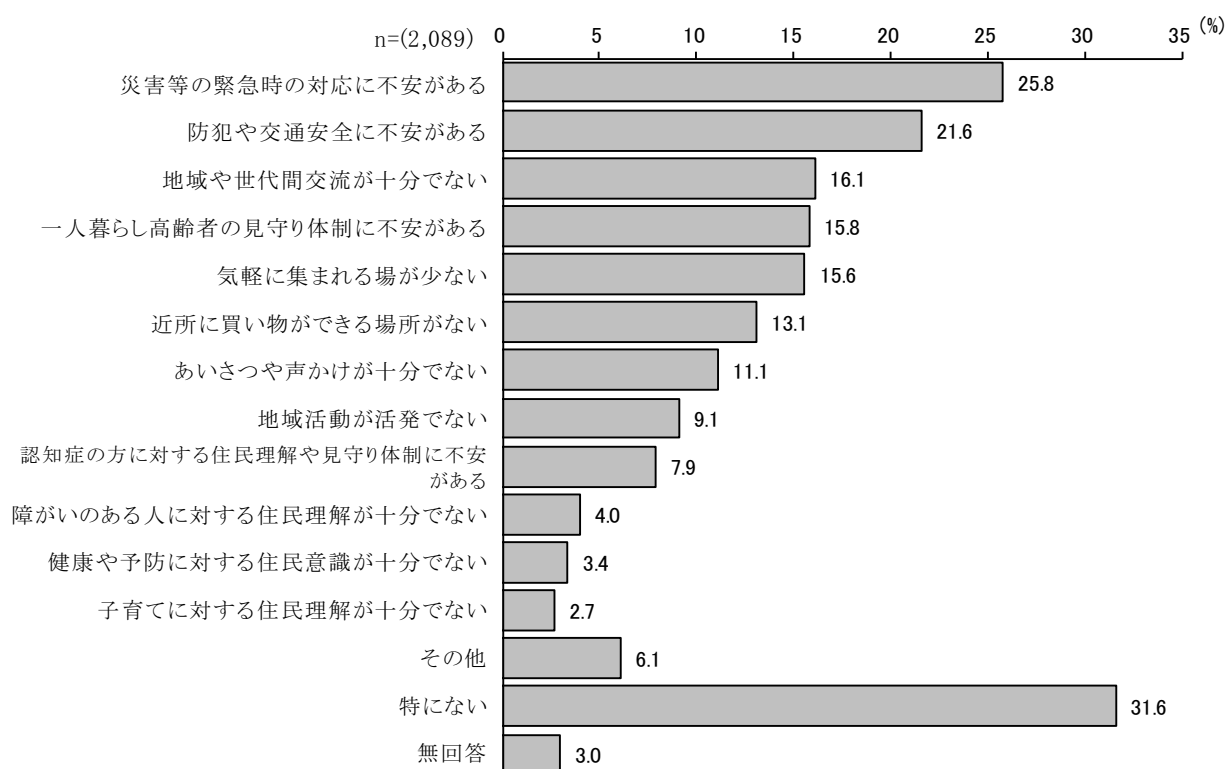
		調査数	構成比 (%)								
			参加する時間的余裕がない	どのような活動が行われているか知らない	参加方法が分からない	健康・体力に自信がない	同好の友人・仲間がいない	参加する経済的余裕がない	活動に必要な技術、経験がない	やりたいことが見つからない	気軽に参加できる内容が少ない
全 体		1823	42.8	42.5	23.9	20.8	15.5	11.1	10.9	9.9	9.1
年代別	10代	63	52.4	55.6	39.7	12.7	27.0	6.3	15.9	15.9	15.9
	20代	121	54.5	50.4	24.8	5.8	26.4	15.7	11.6	16.5	10.7
	30代	204	64.2	55.9	29.4	8.3	23.5	13.2	5.9	7.8	7.8
	40代	308	58.1	47.1	31.8	8.4	14.6	14.6	7.8	9.4	9.1
	50代	324	56.8	43.8	24.4	16.4	15.4	15.4	13.6	11.1	10.2
	60代	306	40.8	45.8	23.5	23.9	14.4	9.8	15.4	11.4	8.2
	70代	320	15.3	33.4	18.4	36.3	10.6	6.3	11.3	8.4	8.1
	80歳以上	165	6.1	15.2	6.1	48.5	7.3	3.0	6.1	3.6	7.3

		構成比 (%)			
		近くに参加できるボランティア活動がない	その他	特にない	無回答
全 体		4.6	4.2	5.5	5.6
年代別	10代	4.8	-	11.1	1.6
	20代	2.5	2.5	11.6	0.8
	30代	2.0	1.5	5.9	1.0
	40代	2.9	4.2	3.2	1.6
	50代	4.9	3.4	4.6	2.8
	60代	5.9	3.6	4.6	4.2
	70代	6.6	6.3	6.3	10.0
	80歳以上	4.2	8.5	5.5	23.0

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

○ 災害対策をふまえた近所づきあいの促進

居住地域で気になっていることは、「災害等の緊急時の対応に不安がある」が25.8%で最も高く、年代別でみると50代、60代で3割以上と高くなっています。災害時の一時避難所を知っている人は8割半ばと高くなっている一方、防災訓練への参加経験は参加したことがない人が半数以上を占めています。防災訓練への参加経験は近所づきあいの程度が高いほど多いため、一人ひとりが防災に関する正しい知識を身に付けることができるよう情報発信・共有をすすめるとともに、近所づきあいの促進を図ることも大切です。



○年代別・クロス集計

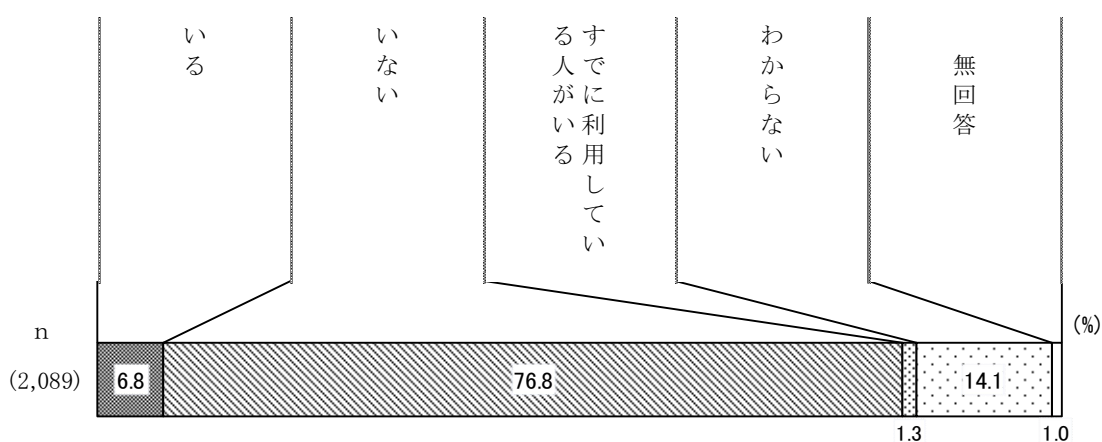
	調査数 (件)	構成比 (%)									
		災害等の緊急時の対応に不安がある	防犯や交通安全に不安がある	地域や世代間交流が十分でない	一人暮らし高齢者の見守り体制に不安がある	気軽に集まれる場が少ない	近所に買い物ができる場所がない	あいさつや声かけが十分でない	地域活動が活発でない	認知症の方に対する住民理解や見守り体制に不安がある	
全体	2089	25.8	21.6	16.1	15.8	15.6	13.1	11.1	9.1	7.9	
年代別	10代	70	24.3	18.6	12.9	7.1	18.6	12.9	11.4	12.9	4.3
	20代	125	12.8	14.4	8.8	10.4	10.4	9.6	10.4	4.8	5.6
	30代	217	20.3	30.9	18.9	8.3	13.4	12.4	9.2	6.9	5.1
	40代	340	25.9	25.9	15.6	12.6	15.0	15.0	8.8	6.8	7.9
	50代	353	31.2	26.1	16.7	16.7	14.4	13.0	12.5	9.3	9.3
	60代	350	30.3	20.9	15.1	20.6	17.1	10.9	7.1	7.4	9.1
	70代	396	24.0	17.4	19.4	18.4	16.9	13.4	13.1	13.4	7.6
	80歳以上	222	26.1	12.2	14.4	19.4	17.6	15.8	17.1	10.8	9.0

	構成比 (%)						
	障がいのある人に対する住民理解が十分でない	健康や予防に対する住民意識が十分でない	子育てに対する住民理解が十分でない	その他	特にない	無回答	
全体	4.0	3.4	2.7	6.1	31.6	3.0	
年代別	10代	2.9	1.4	4.3	1.4	44.3	-
	20代	3.2	3.2	3.2	8.8	43.2	4.0
	30代	3.7	1.4	5.1	11.1	30.9	1.4
	40代	4.7	3.5	3.2	9.7	27.9	3.8
	50代	3.7	3.7	2.8	5.7	29.5	2.8
	60代	5.4	4.3	2.3	4.3	34.6	0.9
	70代	4.3	3.0	1.5	4.0	31.8	3.5
	80歳以上	1.4	4.5	0.5	3.2	27.0	5.4

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

○ 成年後見制度の周知

現在、自身もしくは周りの方で成年後見制度が必要な方は、「いる」が6.8%、「いない」が76.8%、「すでに利用している人がいる」が1.3%となっていますが、成年後見制度を利用することになった場合に後見人をお願いしたい人は、「身近な親族」が65.8%で最も高くなっています。成年後見制度を利用したくないと思う方の理由は、「信頼できる後見人候補者が思い当たらない」が37.2%で最も高く、次いで「財産を管理されたくない」が30.2%、「制度内容や手続きがわかりにくい」が27.9%で高くなっています。今後はネットワークの構築をすすめていくとともに、制度についての周知をすすめていくことが大切です。



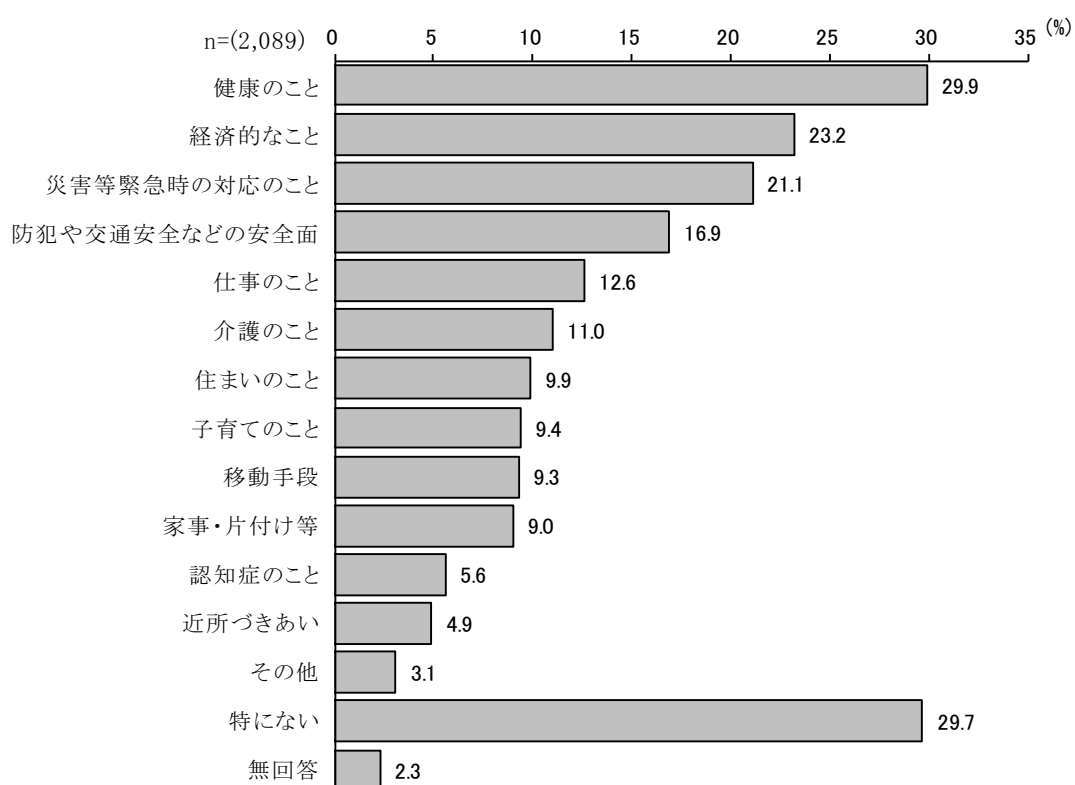
○年代別・クロス集計

	調査数 (件)	構成比 (%)					
		いる	いない	すでに利用している人がいる	わからない	無回答	
全体	2089	6.8	76.8	1.3	14.1	1.0	
年代別	10代	70	5.7	71.4	1.4	21.4	-
	20代	125	4.8	85.6	-	9.6	-
	30代	217	5.5	84.8	1.8	7.8	-
	40代	340	5.6	87.1	0.3	6.8	0.3
	50代	353	10.2	74.8	2.0	12.7	0.3
	60代	350	7.1	78.3	2.6	11.4	0.6
	70代	396	5.3	68.7	0.8	24.0	1.3
	80歳以上	222	8.1	66.2	0.5	20.7	4.5

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

○ 相談体制の強化

日々の生活で困っていることや悩みについては、「子育てのこと」は30代で3割を超え、「健康のこと」は50歳以上で3割以上と高くなっています。しかし、地域福祉推進のため市で行っている取り組みについては、「広報誌やホームページなどによる情報提供」が不足していると感じている方が比較的多くなっており、前回調査(平成28年度)と比較しても、「広報紙やホームページなどによる情報提供」充足していると感じている方は多くなっています。一方、「様々な相談に対応できる体制づくり」が充足していると感じている方は前回調査(平成28年度)と比較して低くなっています。日々の生活で困っていることや悩みは、年代によって違いがみられます。今後、複合的な課題に対応できるよう、包括的な支援体制の整備をすすめることが重要です。



○年代別・クロス集計

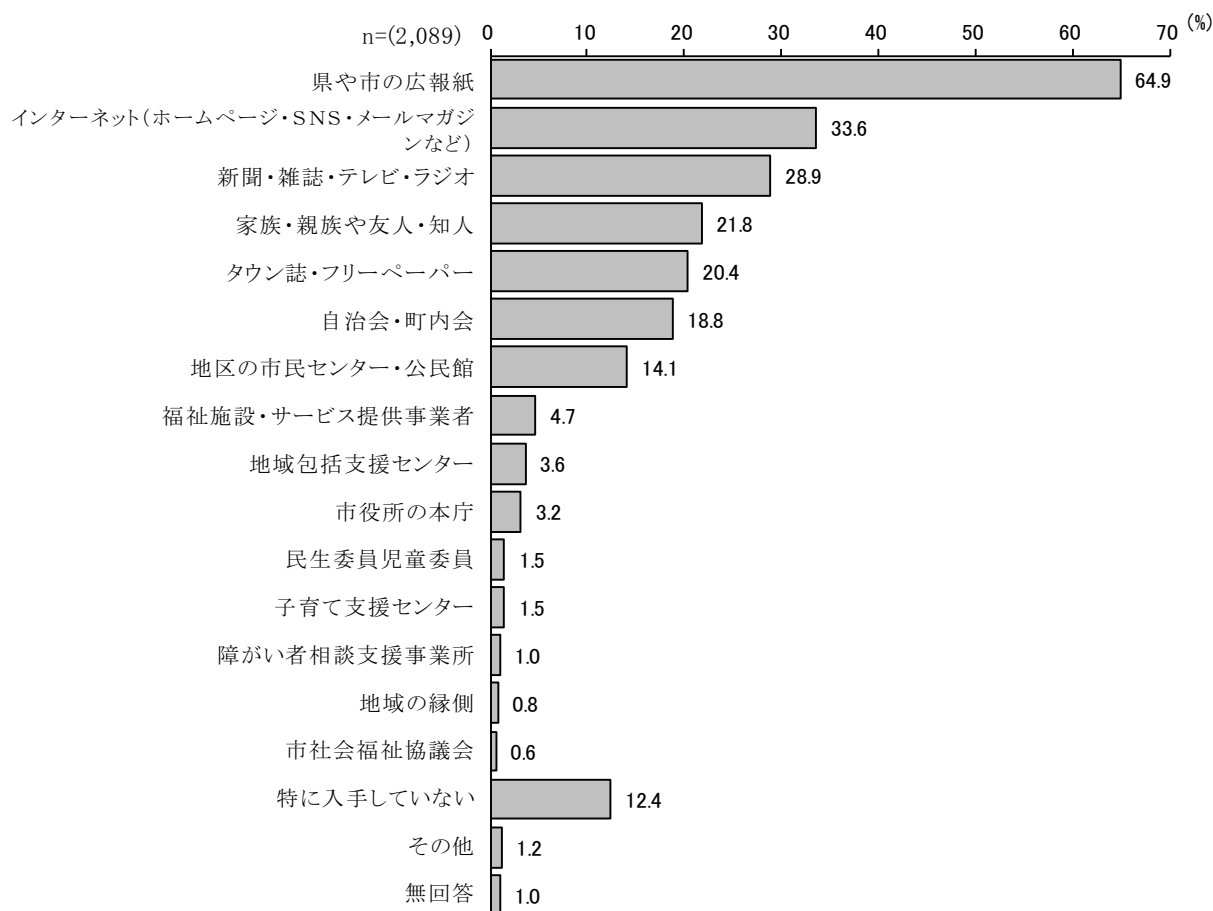
		調査数(件)	構成比(%)								
			健康のこと	経済的なこと	災害等緊急時の対応のこと	防犯や交通安全などの安全面	仕事のこと	介護のこと	住まいのこと	子育てのこと	移動手段
全体		2089	29.9	23.2	21.1	16.9	12.6	11.0	9.9	9.4	9.3
年代別	10代	70	20.0	18.6	21.4	14.3	2.9	4.3	4.3	2.9	8.6
	20代	125	20.8	29.6	10.4	15.2	24.0	6.4	8.8	5.6	10.4
	30代	217	13.4	27.6	16.1	21.2	26.7	3.2	11.5	32.7	7.8
	40代	340	22.6	27.1	20.0	23.2	21.8	9.7	8.8	24.1	8.2
	50代	353	32.0	25.5	21.2	17.3	18.7	17.3	14.4	7.4	6.2
	60代	350	31.7	22.0	24.0	13.4	8.3	13.7	10.6	1.1	7.1
	70代	396	38.6	21.0	23.0	14.6	0.5	7.3	8.3	0.5	12.1
	80歳以上	222	45.5	13.5	24.3	12.2	-	17.6	5.9	0.5	14.9

		構成比(%)					
		家事・片付け等	認知症のこと	近所づきあい	その他	特にない	無回答
全体		9.0	5.6	4.9	3.1	29.7	2.3
年代別	10代	4.3	1.4	-	4.3	45.7	-
	20代	7.2	2.4	2.4	3.2	36.8	0.8
	30代	12.9	1.4	4.1	4.1	20.7	0.5
	40代	10.6	2.4	5.6	2.9	27.1	1.5
	50代	8.5	5.1	5.1	3.1	27.5	1.7
	60代	6.0	5.7	5.7	2.6	33.4	1.4
	70代	6.3	7.6	4.3	3.3	33.1	3.8
	80歳以上	15.8	14.9	6.8	2.7	26.6	5.4

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

○ 年代に応じた情報発信

行政や福祉サービスなどの情報入手方法は、「県や市の広報紙」は30代以上で半数以上と高く、50代から70代では7割台となっています。一方で、「インターネット（ホームページ・SNS・メールマガジンなど）」は30代、40代で5割半ば、10代も5割近くと高く、10代、20代では、「特に入手していない」が3割台と高くなっています。年代に応じた情報発信を引き続きすすめていくとともに、今後は若年層に向けて、正確な情報を得ることの必要性等を周知・啓発していく必要があります。



○年代別・クロス集計

		調査数 (件)	構成比 (%)								
			県や市の 広報紙	マガジン など	インターネット (ホーム ページ・SNS・ メール)	新聞・雑誌・ テレビ・ラ ジオ	家族・親族 や友人・知 人	タウン誌・ フリーペー パ	自治会・ 町内会	地区の市民 センター・ 公 民館	福祉施設・ サービス提 供 事業者
全 体		2089	64.9	33.6	28.9	21.8	20.4	18.8	14.1	4.7	3.6
年代別	10代	70	20.0	48.6	20.0	20.0	8.6	2.9	1.4	1.4	-
	20代	125	24.8	40.8	16.8	22.4	10.4	0.8	3.2	-	-
	30代	217	50.7	56.2	12.4	27.6	20.7	6.9	12.4	2.8	0.5
	40代	340	65.6	53.5	13.5	22.1	22.1	12.9	13.5	4.1	0.9
	50代	353	74.8	43.3	27.2	19.8	25.8	14.2	11.0	5.4	3.7
	60代	350	74.3	28.0	31.4	16.3	19.4	22.3	15.4	4.0	3.7
	70代	396	75.8	11.6	45.2	23.7	24.2	34.1	20.7	5.8	4.5
	80歳以上	222	65.3	5.4	48.2	24.8	14.0	28.4	17.6	9.0	12.2

		構成比 (%)								
		市役所の 本庁	民生委員 児童委員	子育て 支援セン ター	障がい 者相談 支援 事業所	地域の 縁側	市社会 福祉協 議会	特に入 手して いな	その他	無回 答
全 体		3.2	1.5	1.5	1.0	0.8	0.6	12.4	1.2	1.0
年代別	10代	1.4	-	-	1.4	-	-	34.3	1.4	-
	20代	2.4	-	2.4	0.8	-	-	32.0	0.8	0.8
	30代	4.6	-	8.3	-	-	-	13.4	1.4	-
	40代	4.4	0.9	2.6	2.1	0.3	0.3	10.9	1.8	0.9
	50代	2.8	1.1	0.3	0.6	0.3	-	7.6	1.7	1.1
	60代	3.7	1.1	-	1.4	0.3	1.4	12.6	0.3	0.9
	70代	2.5	2.3	-	0.5	2.0	1.5	9.1	1.0	1.0
	80歳以上	1.8	5.4	-	0.9	2.7	0.5	9.9	0.5	1.8

※網掛けは横方向(→)にみて、構成比の最も高い数値(ただし調査数30未満は除く)

(2) 福祉関連団体等へのヒアリング調査の実施

○目的

藤沢市では、すべての市民の方が、地域の中で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、社会福祉法に基づき 2015 年度（平成 27 年度）から 2020 年度（令和 2 年度）までの 6 年間を計画期間とする「藤沢市地域福祉計画 2020」を策定し、2017 年度（平成 29 年度）には、社会情勢や地域状況の変化等に対応するため、中間見直しを行いました。

この度、この計画の改定にあたり、地域福祉に関連する団体を中心に、計画の方向性や施策への検討材料とするため、専門的な視点・実際に活動している方からの視点に基づく意見聴取を行う団体ヒアリング調査を実施しました。

○対象

団体については、地域福祉に関連する団体を中心に、38 団体を選定しました。

分野	ヒアリング先	
a. 高齢分野	1	市地域包括支援センター連絡協議会
	2	市老人クラブ連合会
b. 障がい分野	3	市障害福祉法人協議会
	4	市福祉団体連絡会
c. 子ども分野	5	市子ども会連絡協議会
	6	子育て支援グループ
d. 防災分野	7	市防災組織連絡協議会
e. 更生保護分野	8	保護司会
f. 地域団体	9	地区社会福祉協議会 ①鵠沼地区 ②湘南大庭地区 ③御所見地区
	10	自治会町内会連合会 ①善行地区 ②長後地区 ③片瀬地区
	11	民生委員児童委員協議会 ①辻堂地区 ②藤沢地区 ③明治地区 ④六会地区
	12	地区ボランティアセンター ①村岡地区 ②湘南台地区 ③遠藤地区
g. 地域福祉全般	13	市民活動推進センター
	14	市社会福祉協議会

ヒアリング調査結果から、地域活動に取り組んでいる組織や団体の抱える課題を整理しました。

前回調査では、「活動の知名度」「活動する人材の発掘・確保」「活動にあたっての財源の確保」「地域団体・組織との連携」が挙げられました。今回調査においても、「活動する人材の発掘・確保」といった共通課題が挙げられましたが、「地域団体・組織間の連携」や「防犯」など新たな課題も挙がっています。

○ 課題1 地域団体・組織との連携について

- ・積極的に交流の場に出向き、連携をとるようところがけている団体や組織もありますが、同じ目的をもつ団体や組織との連携に留まっている団体や組織が多くなっています。また、他団体と連携したほうがよいと感じながらも連携がとれていない団体もあります。他分野の団体や他地区の団体とつながりをもちたいと考えている自治体も多いことから、分野や地区の垣根を越えて、団体や組織が連携できる仕組みづくりを支援することが重要です。また、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）と連携するようになり、負担が軽減したと感じている団体もあることから、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）と関連団体とが連携する仕組みづくりもさらに強化する必要があります。

○ 課題2 活動する人材の発掘・確保・養成について

- ・自治会加入者の高齢化がすすんでおり、役員不足などにより自治会の存続が危ぶまれています。自治会への加入率は、ひとり世帯やマンションに住んでいる世帯で低い傾向があります。不動産業者と連携して自治会への加入促進を図るなど、新たなアプローチを検討する必要があります。
- ・ボランティアの活動については、「ボランティア＝無償」という考え方が若い世代に通用しなくなっているなど仕組みにおける課題や、ボランティア活動への参加希望者が地域とのつながりがなく、参加するきっかけをつかめていないなどの課題がうかがえます。
- ・また、団体のスタッフについては、新たな担い手確保も求められていますが、現在所属しているスタッフのスキル向上をすすめていくことも重要です。

○ 課題3 障がいのある人への支援について

- ・障がい児者については、地域の中で障がいに対する理解がすすんでおらず、普及・啓発活動に困難を感じていることが分かりました。障がい児者が地域で孤立しないよう、団体や事業者など地域が連携し、支援をすすめるとともに、地域に対して障がいへの理解を深める取組が必要です。
- ・また、防災に関する取組に遅れを感じているという声が挙がっており、災害時の課題の掘り起こしや研修による災害シミュレーション、在宅生活への備え、地域住民に対する意識啓発等の実施を検討する必要があります。

○ 課題4 子ども子育てについて

- ・子どもや子育てについては、子育て中の親の地域デビューが将来的に地域活動に参加することにつながることもあるという意見があり、子育て中の親が地域デビューするきっかけづくりを検討することが必要です。また、子ども自身の代弁者は少なく、子どもの課題の抽出は難しいという課題もあります。自治会や子ども会に入っていない世帯など、地域とつながりがない子どもに対する支援が重要です。
- ・また、子育て支援活動に参画する地域人材についても、子育て中に支援をしてもらった保護者が、子育てが落ち着いたときに子育て真っ最中の保護者を支援できるような仕組みづくりの検討を求める声が挙がっており、子育て支援に関わる人材の発掘支援の新たな仕組みづくりが求められています。

○ 課題5 更生保護について

- ・保護司は、罪を犯した人や非行のある少年の更生支援を行っているが、保護観察期間が終わると保護司として支援できないため、保護観察期間後は地域の協力がが必要です。更生支援を継続的にすすめていくため、地域で罪を犯した人や非行のある少年に対する偏見をなくすよう取り組むことが重要です。また、保護司会と地域団体の連携は現時点ではないため、両者が連携する支援をすすめていくことも重要です。

(3) 地域福祉計画推進委員会及び地域福祉計画推進庁内連絡会議

計画策定にあたっては、学識経験者、高齢者・障がい者・児童関係団体の代表者、市民代表、市社会福祉協議会の代表、民生委員・児童委員の代表等を委員とする「藤沢市地域福祉計画推進委員会」を設置し、本計画の内容を幅広く議論しました。

また、福祉健康部各課をはじめ、庁内関係各課によって構成する「地域福祉計画推進庁内連絡会議」を設置し、地域福祉推進のための施策について検討を行いました。

(4) パブリックコメント（市民意見公募）の実施

本計画に関するご意見を、広く市民の皆様からいただくため、計画策定に対するパブリックコメント（市民意見公募）を実施します。

4 パブリックコメントの実施状況

(1) 実施概要

意見等を募集した事項	藤沢市地域福祉計画2026（素案）について
意見募集の対象者	市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する方、及びその他利害関係者
意見の提出方法	任意の用紙により、郵送・ファックス・持参・市ホームページの意見提出フォームのいずれかにて提出
実施期間	2020年（令和2年）11月25日（水）から12月24日（木）まで
実施主体	藤沢市長

5 藤沢市地域福祉推進委員会

(1) 藤沢市地域福祉計画推進委員会名簿

任期：2020年7月7日～2022年3月31日

No.		氏名	選出区分	所属・役職等
1	委員長	石渡 和実	学識経験者	東洋英和女学院大学教授
2		松永 文和		日本地域福祉学会地方委員
3		東田 正喜	高齢者関係	藤沢市老人クラブ連合会副会長
4		小池 信幸		神奈川県高齢者福祉施設協議会 藤沢地区福祉施設連絡会
5		戸高 洋充	障がい者関係	藤沢ひまわり理事長
6		宮久 雪代		藤沢市福祉団体連絡会
7		木村 依子	児童関係	子育て支援グループゆめこびと
8		越智 明美		藤沢市子ども会連絡協議会会長
9		市川 勤	市民代表	長後地区自治会連合会会長
10		山口 耀子		善行地区自治会連合会副会長
11		南部 久子		村岡地区福祉ボランティアセンター 「ぬくもり」センター長
12		椎野 幸一		藤沢市防災組織連絡協議会会長
13		川辺 克郎		湘南ライフサポート・きずな理事長
14		浅野 朝子		鵜沼地区社会福祉協議会会長
15	副委員長	川原田 武		湘南大庭地区社会福祉協議会会長
16		伊原 敦	社会福祉協議会	藤沢市社会福祉協議会事務局長
17		石井 康子	民生委員児童委員	藤沢西部地区民生委員児童委員協議会会長
18		堀口 陽子		六会地区民生委員児童委員協議会会長
19		越川 玲子	その他市長が認める者	公募委員
20		松沢 邦芳		公募委員
21		江崎 康子		公募委員

敬称略、順不同

(2) 藤沢市地域福祉計画推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画を策定及び推進するため、この市に藤沢市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 地域福祉計画の策定、推進及び進行管理に関すること
- (2) 計画策定、推進及び進行管理に係る情報交換に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画を策定するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、21人以内とする。

(委員)

第4条 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 高齢者関係団体の代表
- (3) 障がい者関係団体の代表
- (4) 児童関係団体の代表
- (5) 市民代表
- (6) 市社会福祉協議会の代表
- (7) 民生委員児童委員の代表
- (8) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、市長の要請に基づき、委員長が招集する。

2 委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開催し、議事をすることはできない。

(意見等の聴取)

第7条 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、委員会において知り得た個人の情報については、他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉健康部地域包括ケアシステム推進室において総括し、及び処理する。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、推進委員会 の同意を得て、委員長が定める。

附 則

この要綱は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

